

伊勢市公報

第466号
 令和7年4月7日
 月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	20
○ 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	22
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	48
○ 伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例	50
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	53
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	56
○ 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	59
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	61
○ 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	64
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	79
○ 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	81
○ いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例	84
○ 伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例	88
○ 伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	91
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	94
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	97
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	100
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	103
規 則	
○ 伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	105
○ 伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	113
○ 伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	115
○ 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則	117
○ 伊勢市就労準備支援等事業受託者選定委員会規則及び伊勢市商談・展示スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会規則を廃止する規則	119
○ 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	121
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則	123
○ 伊勢市再犯防止推進計画策定委員会規則	127
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	129

○ 伊勢市地産地消の店認定委員会規則を廃止する規則	132
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	134
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	140
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	143
○ 伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	148
○ 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	150
○ 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	210
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	214
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部を改正する規則	216
○ 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	220
○ 伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	222
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	224
○ 伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令	229
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令	231
消防本部訓令	
○ 伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する訓令	234
○ 伊勢市消防本部処務規程の一部を改正する訓令	236
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	238
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	241
○ 伊勢市病院企業職員就業規程等の一部を改正する規程	243
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	248
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	264
告 示	
○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づく公表の方法について	306
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	308
○ 指定納付受託者の指定について	309
○ 指定納付受託者の指定について	310
○ 指定納付受託者の指定について	311
○ 市道の路線の廃止について	313
○ 市道の路線の認定について	314
○ 道路の区域の決定について	315
○ 道路の供用開始について	316
○ 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について	317
○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について	318
○ 指定納付受託者の指定について	319
○ 指定納付受託者の指定について	320
○ 指定納付受託者の指定について	321
○ 指定納付受託者の指定について	322

○ 指定納付受託者の指定について	323
○ 指定納付受託者の指定について	324
○ 指定納付受託者の指定について	325
○ 指定納付受託者の指定について	326
○ 指定納付受託者の指定について	327
○ 地籍調査の実施について	328
○ 令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	329
○ 令和7年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	330
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	331
○ 指定納付受託者の指定について	351
○ 令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算の要領について	352
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	423
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	425
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	426
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	427
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	428
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	429
公 告	
○ 伊勢市地域計画に係る案の縦覧について	430
○ 公示送達	432
○ 公示送達	434
○ 第3期伊勢市環境基本計画の変更について	435
○ 都市公園の区域変更について	436
○ 農用地利用集積計画について	437
○ 伊勢市地域計画の策定について	438
○ 職権による住民票消除について	439
○ 公示送達	440
○ パブリックコメントの実施について	441
公 表	
○ 令和6年度定期監査等結果の公表について	444
○ 令和6年度財政援助団体等監査結果の公表について	464

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第1号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第90条第2項各号列記以外の部分中「運転免許証」という。）」の次に「その他の第5号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加え、同項第5号中「有効期限」の次に「又は免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。）の番号及び有効期限」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長が改正後の伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 の 3 の項の中欄に掲げる事務を行う場合における同条例第 3 条、第 5 条及び別表第 2 の 3 の項の規定の適用については、同項の右欄中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付の」とする。

伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例

伊勢市監査委員条例（平成17年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 4 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部伊勢市地域福祉計画推進委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市再犯防止推進計画策定委員会	伊勢市再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画をいう。）の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	15 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 更生保護の関係者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
------------------	--	--------	--	-----------------------------

別表第 1 市長の部伊勢市地域計画検討委員会の項中「及び今後の地域の中心となる経営体の確保、将来の農地利用の在り方、経営体と経営体以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を定める人・農地プラン」を削り、同部伊勢市地産地消の店認定委員会の項を削り、同表教育委員会の部伊勢市教育振興基本計画策定委員会の項及び伊勢市特別支援教育推進会議の項中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

附 則

この条例中別表第1 教育委員会の部伊勢市教育振興基本計画策定委員会の項及び伊勢市特別支援教育推進会議の項の改正規定は公布の日から、同表市長の部伊勢市地域福祉計画推進委員会の項の次に次のように加える改正規定、同部伊勢市地域計画検討委員会の項の改正規定及び同部伊勢市地産地消の店認定委員会の項を削る改正規定は令和7年4月1日から施行する。

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (4) 伊勢市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢市条例第18号）第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (5) 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）第3条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部を改正する条例
伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例（平成29年伊勢市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第33条第10項」を「第33条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢市職員の育児休業
等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第16条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われ

るようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第1条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これら」に改める。
別表その他附属機関の委員その他の構成員の項の次に次のように加える。

産業医	月額	80,000円
-----	----	---------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「280,000円」を「335,000円」に、「300,000円」を「345,000円」に、「325,000円」を「355,000円」に、「330,000円」を「360,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表に定めるもののほか」を「別表第1に定めるもののほか、」に改め、同条第2項中「その額は」の次に「、別表第2に定めるもののほか」を加える。

別表2, 600円の項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の表備考に規定する甲地方」を「伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号。以下「旅費条例」という。）第12条ただし書に規定する地域」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
車賃	実費額			
日当（1日につき）	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
宿泊料（1夜につき）	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
食卓料（1夜につき）	7,700円			
旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額			

備考

- 1 この表において「指定都市」、「甲地方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、旅費条例別表第2備考1に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

（伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の表備考に規定する甲地方」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域その他これらに準ずる地域で規則で定めるもの」に改める。

第12条の2第1項第1号中「別表」を「別表第1」に改める。

第13条の2中「その額は」の次に「、別表第2に定めるもののほか」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条の2関係）

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
車賃	実費額			
日当（1日につき）	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
宿泊料（1夜につき）	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円

食卓料（1夜につき）	6,700 円
旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額

備考

- 1 この表において、指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「同日前1年間」を「同日前における規則で定める期間」に改め、同条第4項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に、「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給」を「55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員にあつては、2号給」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）」を「8級職員」に改め、「、同項第2号に該当する

扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「満15歳に達する日以後」を「満15歳に達する日後」に改め、「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の2第1項を次のように改める。

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官公署等で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第11条の2第2項中「100分の4（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であって市長が特に必要と認めた場合は、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

第11条の2に次の1項を加える。

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第13条第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項）を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項」に、「「運賃等相当額」という。）」を「「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第30条中「、第10条、第11条及び第12条」を「及び第10条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
前	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
再	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
任	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
用	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
短	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
時	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
間	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
勤	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
務	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
職	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
員	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
以	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
外	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
の	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
職	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
員	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	

18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300

44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	

70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			

96	300,100	349,500				
97	300,300	349,800				
98	300,600	350,200				
99	301,000	350,600				
100	301,400	351,000				
101	301,600	351,500				
102	301,900	351,900				
103	302,200	352,300				
104	302,500	352,700				
105	302,700	353,200				
106	303,000	353,600				
107	303,300	353,900				
108	303,600	354,200				
109	303,800	354,700				
110	304,200					
111	304,600					
112	304,900					
113	305,100					
114	305,300					
115	305,600					
116	306,000					
117	306,200					
118	306,400					
119	306,700					
120	307,000					
121	307,400					

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削る。

第9条第1項中「、第11条」を削り、「、第22条及び第28条」を「及び第22条」に改め、同条第2項中「第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項」を「第23条第1項、第25条第2項及び第28条第2項第1号」に改め、「、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは

「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「及び任期付職員条例」を「及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第11条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び」を「第6条第3項から第8項まで及び第10条」とあるのは「第6条第3項から第8項まで、第10条及び第12条」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「」に改める。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条の表第30条の項を次のように改める。

第30条	及び第10条	、第10条及び第12条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、

「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第23条中「、第8条」を削り、「若しくは第22条の5第1項」を「又は第22条の5第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第6条、第8条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第2項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条の2を削る。

第25条中「、第8条」を削り、「若しくは第22条の5第1項」を「又は第22条の5第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第6条、第8条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第26条中「、第11条から第14条まで及び第17条」を「及び第11条から

第14条まで」に改める。

(伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第6条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年伊勢市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第15条第8項中「、第10条、第11条及び第12条」を「及び第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において伊勢市職員給与条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、8級職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害

者」とあるのは 「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは
の事情にある者を含む。）」

「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額
は、改正後の給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

2 市長は、前項前段の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が別に定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項

中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしない

とする。

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 切替日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

とする。
を含む。）」

（規則等への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は企業管理規程で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1

24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	

49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		

74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					

99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例

(伊勢市立公民館条例の一部改正)

第1条 伊勢市立公民館条例(平成17年伊勢市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市立二見公民館の項を削る。

別表第3の1の表伊勢市立二見公民館の項を削る。

別表第3の2の表中

伊勢市立二見公民館
伊勢市立小俣公民館

を

「

伊勢市立小俣公民館

」に改める。

(伊勢市立公民館使用料徴収条例の一部改正)

第2条 伊勢市立公民館使用料徴収条例(平成17年伊勢市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第3条中「伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表中1の表を削り、2の表を1の表とし、3の表を2の表とする。

(伊勢市生涯学習センター条例の一部改正)

第3条 伊勢市生涯学習センター条例(平成17年伊勢市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号を次のように改める。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（伊勢市立公民館使用料徴収条例別表の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 14 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を「18 歳未満児であつて、障害者及び一人親家庭等の児童以外のもの」に改める。

第 9 条第 4 項中「15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を「18 歳未満児」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けようとする者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において新条例第 3 条に規定する対象者となる新条例第 2 条第 5 項に規定するこどもに限る。）は、施行日前においても、新条例第 4 条第 1 項及び第 4 項の規定の例により、その申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による認定の申請があつたときは、施行日前においても、新条例第 4 条第 1 項の規定の例により、その認定をし、受給資格を証する証明書を交付することができる。この場合において、同項の規定の例によりされた認定及び受給資格を証する証明書の交付は、施行日において同項の規定により行われたものとみなす。

（経過措置）

- 4 新条例の規定は、施行日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正す
る。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同
項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実
施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改
め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下
げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係
る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保
育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事
業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」
という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項
とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「い
ずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各
号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合
には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの
役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（令和元年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条」に改め、「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同項第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例中第2条第1項第1号の改正規定（「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える部分を除く。）は令和7年4月1日から、同号の改正規定（「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える部分に限る。）、同項第2号の改正規定及び同項第3号の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進

のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「市の栄養士」を「市等の栄養士又は管理栄養士」に、「栄養士による」を「栄養士又は管理栄養士による」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を

ここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」とい

う。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、伊勢市子ども・子育て会議（伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）に定める伊勢市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をすすめるように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備

を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項

に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三重県条例第65号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三重県条例第93号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園

支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第19号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第18条中「65万円」を「66万円」に改める。

第18条の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条、第18条の10、第22条及び第24条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第70条各号を次のように改める。

- (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 認知症対応型通所介護従業者（第61条第1項又は第64条第1項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第42条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定及び第70条各号の改正規定は、公布の日から施行する。

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例

いせ市民活動センター条例（平成17年伊勢市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市岩渕1丁目2番29号」を「伊勢市黒瀬町562番地12」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条中「午後10時」を「午後6時」に改める。

第8条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日

第9条第1項中「南館」を「別表第1に規定する南館の施設及び設備」に改め、同条第2項中「南館」を「前項の南館の施設及び設備」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

北館施設等利用料金設定上限額

1 施設

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外又は超過時間	備品
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	1時間当たり	
ホール	円 3,230	円 4,850	円 4,850	円 12,940	円 1,280	所定の備付 備品の利用 料を含む。

2 冷暖房設備

区分	1 時間当たり
ホール	1,280円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

3 附属器具

区分	名称	1 回につき	金額	備考
照明設備	コンセント	1 口	円 210	持込備品 1 KWにつき
音響設備	拡声装置	1 式	1,070	マイク 1 本を含む。
	マイクロホン	1 本	630	
	ワイヤレス装置	1 回路	1,070	マイク 1 本を含む。
	カセットデッキ	1 台	750	
	プレーヤー	1 台	530	
舞台設備等	ビデオプロジェクター	1 式	3,230	
	長机	1 脚	100	北館のみ
	椅子	1 脚	30	北館のみ
パネル	展示用パネル	1 枚	210	

備考 この表に定める利用料金は、午前、午後及び夜間を各1回、全日を3回として計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年4月

1日から施行する。

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第43条の3第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は」を「又は」に、「大学において土木工学科若しくは」を「大学において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「修了した後」を「修了した後。次号において同じ。」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第43条の3第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第43条の4第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第43条の4第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成17年伊勢市条例第210号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円

及 び 班 長							
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した伊勢市消防団員について適用し、同日前に退職した伊勢市消防団員については、なお従前の例による。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第24号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第19条の見出し中「制度」を「制限」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「12,500円」を「12,900円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべ

き事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 25 号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年伊勢市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削り、同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 49 条において」を削る。

第 28 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 48 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 49 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定、同条第 10 項の改正規定（「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 30 条」を削

る部分に限る。)並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第19条第1項及び第2項、第28条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第39条第1項及び第2項、第40条第3項、第48条並びに第49条の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第26号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附

則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第14項中「第34項まで、第37項、第38項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市身体障害者福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び施行規則第10条」を削る。

第8条を削る。

第9条第1項中「第18条第1項及び第2項の規定により障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置」を「第18条第1項の規定による障害福祉サービスの提供等又は同条第2項の規定による障害者支援施設等への入所等の措置」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に、「様式第10号」を「様式第9号」に、「当該身体障害者」を「当該被措置者」に改め、同条第4項中「様式第11号」を「様式第10号」に、「当該措置者」を「当該被措置者」に、「様式第12号」を「様式第11号」に改め、同条を第8条とする。

様式第7号から様式第11号までを次のように改める。

様式第7号（第8条関係）

支 援 依 頼 書

第 年 月 日 号

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定に基づき、次の者の支援を貴事業所に依頼したいのでお願いします。

なお、受託できないときは、速やかに回答してください。

委 託 対 象 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	居 住 地	〒 電話番号		
	障 害 名		種	級
委 託 し た い 内 容	支援の種類		支給量	
委 託 予 定 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日		

その他 費用の請求は、支援費と同じです。全額、伊勢市に請求してください。

支 援 決 定 通 知 書

〒 ー
伊勢市
様

第 号
年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長 印

あなたを、身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定に基づき、次のとおり支援することに決定したので通知します。

支 援 の 種 類 及 び 量	
支 援 を 提 供 す る 事 業 所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
予 定 期 間	
費 用 徴 収 額	本人負担額 扶養義務者負担額 市にお支払ください。
支 援 す る 理 由	
そ の 他	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支援変更決定通知書

〒 ー
伊勢市
様

第 号
年 月 日

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付け 第 号で通知した支援の内容を、次のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
支援の種類 及び量		
支援を提供する 事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先	
予定期間		
費用徴収額	本人負担額	
その他		
変更する理由		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

住所
(本人) 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支 援 終 了 通 知 書

身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定に基づき行った支援を次のとおり終了することと決定しましたので通知します。

支 援 の 種 類 及 び 量	
支 援 を 提 供 す る 事 業 所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
終 了 日	
終 了 す る 理 由	
そ の 他	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支 援 終 了 決 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号で依頼した、次の者の支援を終了することを
決定しましたので、通知します。

障 害 者 氏 名	
住 所	
支 援 終 了 日	
依頼していた支援	
そ の 他	

様式第12号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市身体障害者福祉法施行細則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市身体障害者福祉法施行細則に定める様式によるものとみなす。

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第6号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉事務所長事務委任規則（平成28年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号中「第81条の3」を「第81条の4」に改め、同条第2項第3号中「子どもの進路選択支援事業」を「子どもの進路選択支援事業等（同項各号に掲げる事業をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当事務取扱規則（平成26年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則（平成27年伊勢市規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

別表活動事業費の項中「令和 6 年度」を「令和11年度」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市就労準備支援等事業受託者選定委員会規則及び伊勢市商談・展示
スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会規則を廃止する規則をこ
こに公布する。

令和7年3月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 9 号

伊勢市就労準備支援等事業受託者選定委員会規則及び伊勢市商談・
展示スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会規則を廃止す
る規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市就労準備支援等事業受託者選定委員会規則（令和 6 年伊勢市
規則第 52 号）
- (2) 伊勢市商談・展示スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会
規則（令和 6 年伊勢市規則第 54 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第10号

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「第82条の5第1項に規定する就業手当又は同規則第82条の7第1項」を「第82条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 11 号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 7 第 2 項第 2 号中「、条例第 8 条の 4 第 2 項の規定による請求にあっては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあっては」を削る。

第 17 条第 1 項第 12 号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に改め、「又は小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の第 1 学年から第 3 学年までに在学する子(以下この号において「小学校第 3 学年修了前の子」という。)」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に、「小学校第 3 学年修了前の子が」を「12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が」に改める。

第 19 条中「第 17 条第 7 号及び第 8 号」を「第 17 条第 1 項第 7 号及び第 8 号」に改める。

第 20 条中「第 17 条各号」を「第 17 条第 1 項各号」に改める。

第 22 条第 2 項中「第 17 条第 7 号」を「第 17 条第 1 項第 7 号」に改め、同条第 3 項中「第 17 条第 8 号」を「第 17 条第 1 項第 8 号」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「第 17 条第 7 号」を「第 17 条第 1 項第 7 号」に

改める。

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第5号の2中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同項第12号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子（以下この号において「小学校第3学年修了前の子」という。）」及び「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に、「小学校第3学年修了前の子が」を「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が」に改め、同項第13号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削る。

(伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則（平成29年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ク中「第17条第12項第12号」を「第17条第1項第12号」に、「看護」を「看護等」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市再犯防止推進計画策定委員会規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第12号

伊勢市再犯防止推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳未満児」に改める。

第5条第2項第3号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条第5項の規定による同項に規定する現物給付用受給資格証の交付（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第14号）による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）第9条第4項の規定の適用を受けることとなる受給資格者にする場合に限る。）は、施行日前においても、新規則第4条第5項及び第5条第2項の規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定の例によりされた現物給付用受給資格証の交付は、施行日においてこれらの規定によりされたものとみなす。

（経過措置）

- 3 新規則の規定は、施行日以後に行われる診療に係る医療費の助成につ

いて適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、
なお従前の例による。

伊勢市地産地消の店認定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市地産地消の店認定委員会規則を廃止する規則

伊勢市地産地消の店認定委員会規則（平成 29 年伊勢市規則第 20 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表危機管理部の部危機管理課の項中「防犯係」を「防災施設整備係 防犯係」に改め、同部防災施設整備課の項を削り、同表健康福祉部の部福祉総合支援センターの項中「包括ケア推進係 地域福祉係」を「地域包括ケア係」に改め、同表産業観光部の部観光振興課の項中「観光イベント係」を「観光事業係」に改め、同部観光誘客課の項中「観光誘客係」を「国内誘客係 インバウンド誘客係」に改める。

第 5 条の表危機管理部の部危機管理課の款に次のように加える。

防災施設整備係

- (1) 防災施設の整備に関する事。
- (2) 防災施設の維持管理に関する事。
- (3) 防災施設の調査、設計及び実施監督に関する事。
- (4) 主管する工事等の検査に関する事。

第 5 条の表危機管理部の部防災施設整備課の款を削り、同表健康福祉部の部生活支援課の款生活支援係の項に次の 4 号を加える。

- (4) 子どもの進路選択支援事業に関する事。
- (5) 医療扶助、介護扶助及び被保護者健康管理支援事業に関する事。
- (6) 生活保護に係る返還金及び徴収金の徴収に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

第 5 条の表健康福祉部の部生活支援課の款支援第一係及び支援第二係の項第 1 号中「こと」の次に「(生活支援係の事務に属するものを除く。)」

を加え、同項第2号中「要保護者」を「被保護者」に改め、同表健康福祉部の部福祉総合支援センターの款孤独孤立対策系の項に次の1号を加える。

- (4) 地域づくりの推進に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総合支援センターの款包括ケア推進系の項中「包括ケア推進係」を「地域包括ケア係」に改め、同項に次の3号を加える。

- (5) 地域福祉の推進に関すること。
- (6) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画に関すること。
- (7) センターの庶務に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総合支援センターの款地域福祉系の項を削り、同款子ども家庭相談系の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 子ども家庭センターに関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉監査室の款法人・施設系の項第3号中を「及び事業所内保育事業」を「、事業所内保育事業及び乳児等通園支援事業」に改め、同表産業観光部の部農林水産課の款農業振興系の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同款獣害対策系の項に次の1号を加える。

- (3) 三重県松阪食肉公社との連絡調整に関すること。

第5条の表産業観光部の部観光振興課の款観光企画系の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同款観光イベント系の項を次のように改める。

観光事業係

- (1) 観光振興の事業に関すること(観光企画系の所管に属するものを除く。)

第5条の表産業観光部の部観光誘客課の款観光誘客係の項中「観光誘客係」を「国内誘客係」に改め、同項第1号中「誘客」を「誘致」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 課の庶務に関すること。

第5条の表産業観光部の部観光誘客課の款観光誘客係の項中第3号及び第4号を削り、同款に次のように加える。

インバウンド誘客係

(1) 外国人観光客の誘致に関すること。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の部  の項中「関する証明書」の次に「、税務に関する証明書等」を加え、

「

各支所長	9
各総合支所生活福祉課長	6

」を「

各支所長	9
------	---

」に、

「

戸籍住民課長	7
各総合支所生活福祉課長	3

」を「

戸籍住民課長	7
--------	---

」に改め、

同表出納員印の項中

「

危機管理課の所管事	危機管理課長	1
-----------	--------	---

」

務に係る諸収入金の 収納		
防災施設整備課の所 管事務に係る諸収入 金の収納	防災施設整備課 長	1

を

「

危機管理課の所管事 務に係る諸収入金の 収納	危機管理課長	1
------------------------------	--------	---

」

に、

「

教育委員会事務局学 校教育課の所管事務 に係る諸収入金の収 納	教育委員会事 務局学校教育 課長	1
--	------------------------	---

」

を

「

教育委員会事務局学 校教育課の所管事務 に係る諸収入金の収 納	教育委員会事 務局学校教育 課長	1
教育委員会事務局教 育メディア課の所管 事務に係る諸収入金 の収納	教育委員会事務 局教育メディア 課長	1

」

に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第3条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表危機管理部の部防災施設整備課の項を削り、同表教育委員会事務局の部学校教育課の項の次に次のように加える。

教育メディア課	課長	教育メディア課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育メディア課員
---------	----	------------------------	----------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 通知に基づく生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第8条第1号ウ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同号ケ中「又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削り、同条第5号中「第2条第8号」を「第2条第9号」に、同条第6号中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

第12条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第2主務省令」という。）第19条各号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第44条各号」に、「同条第1号ナ」を「同条第1号キ」に改める。

第14条中「法別表第2主務省令第44条各号」を「法第19条第8号に基づく主務省令第127条各号」に、「同条第1号ナ」を「同条第1号キ」に改め

る。

第15条各号列記以外の部分中「法別表第2主務省令第24条」を「法第19条第8号に基づく主務省令第65条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 17 号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年 4 月から令和 10 年 3 月までの間における地域手当に相当する報酬に関する特例）

- 6 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における第 12 条第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、同条第 1 号及び第 2 号の規定中「100 分の 4」とあるのは、「100 分の 2」とする。

別表第 1 に次のように加える。

地域調整アドバイザー		1	53	61
------------	--	---	----	----

別表第 2 中「第 15 条関係」を「第 17 条関係」に改め、同表 1 の表防災マネジャーの項中「325,600」を「329,700」に改め、同表に次のように加える。

地域医療アドバイザー	329,700
------------	---------

別表第 2 の 3 の表を次のように改める。

- 3 伊勢市休日・夜間応急診療所に勤務するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額

（単位：円）

	(1) 診療業務（(2)から(4)までの業務を除く。）		(2) 棚卸業務
	昼間 （午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）	夜間 （午後 7 時から午後 10 時 30 分まで）	

職種	経験 年数	普通 休日	連休	年末 年始	平日	普通 休日	連休	年末 年始	
看護師	1年 未満	15,729	19,124	22,533	9,156	9,786	11,974	14,149	2,247
	1年	15,750	19,152	22,568	9,170	9,800	11,988	14,171	2,250
	2年	15,764	19,166	22,589	9,178	9,807	11,999	14,182	2,252
	3年	15,778	19,180	22,603	9,185	9,814	12,009	14,196	2,254
	4年	15,792	19,201	22,624	9,192	9,825	12,020	14,207	2,256
	5年	15,813	19,222	22,659	9,206	9,836	12,038	14,228	2,259
	6年	15,827	19,243	22,680	9,213	9,846	12,049	14,239	2,261
	7年	15,848	19,271	22,708	9,224	9,861	12,063	14,257	2,264
	8年 以上	15,869	19,292	22,736	9,239	9,871	12,081	14,279	2,267
准看護師	1年 未満	14,280	17,360	20,461	8,313	8,883	10,870	12,848	2,040
	1年	14,343	17,437	20,552	8,349	8,922	10,916	12,906	2,049
	2年	14,399	17,507	20,629	8,381	8,958	10,959	12,956	2,057
	3年	14,455	17,577	20,713	8,413	8,994	11,002	13,006	2,065
	4年	14,511	17,640	20,790	8,446	9,026	11,045	13,056	2,073
	5年	14,567	17,710	20,874	8,482	9,062	11,088	13,106	2,081
	6年	14,623	17,780	20,951	8,514	9,098	11,131	13,156	2,089
	7年	14,679	17,843	21,035	8,546	9,130	11,174	13,207	2,097
	8年 以上	14,735	17,913	21,112	8,578	9,166	11,217	13,257	2,105
歯科	1年	15,029	18,270	21,532					2,147

衛生士	未満								
	1年	15,064	18,312	21,581					2,152
	2年	15,078	18,333	21,602					2,154
	3年	15,106	18,368	21,644					2,158
	4年	15,141	18,410	21,693					2,163
	5年	15,176	18,452	21,742					2,168
	6年	15,204	18,487	21,784					2,172
	7年	15,239	18,529	21,833					2,177
	8年以上	15,267	18,564	21,875					2,181
事務員	1年	11,151	13,559	15,974	6,490	6,938	8,486	10,030	
	未満								
	1年	11,165	13,573	15,995	6,497	6,945	8,497	10,045	
	2年	11,179	13,587	16,016	6,508	6,952	8,508	10,055	
	3年	11,193	13,608	16,037	6,515	6,963	8,519	10,070	
	4年	11,207	13,622	16,058	6,522	6,970	8,529	10,081	
	5年	11,221	13,643	16,079	6,533	6,981	8,540	10,095	
	6年	11,235	13,657	16,093	6,540	6,988	8,551	10,106	
	7年	11,249	13,678	16,114	6,548	6,999	8,562	10,120	
8年以上	11,263	13,692	16,135	6,555	7,006	8,572	10,134		

備考

- 1 この表の額は、1日当たりの額とする。
- 2 この表において「平日」とは、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 3 この表において「普通休日」とは、日曜日（その日が1月4日で

ある場合を除く。)及び休日をいう。ただし、次号及び第5号に規定する日を除く。

4 この表において「連休」とは、日曜日又は休日(年末年始を除く。)が2日以上連続する期間における日をいう。

5 この表において「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日まで(1月4日が日曜日に当たる場合は、同日まで)の日をいう。

(3) 診療報酬事務

(単位：円)

職種	時間額
歯科衛生士	1,050
事務員	1,050

(4) 研修会議等

(単位：円)

職種	時間額
看護師	1,050
准看護師	1,050
歯科衛生士	1,050
事務員	1,050

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則（平成17年伊勢市規則第118号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号オ中「第3条第5項」を「第4条第7項」に改め、同号に
次のように加える。

シ 法第51条第3項の規定による公表

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 19 号

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部
を改正する規則

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成
29 年伊勢市規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の前の見出し、同条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、
第 6 条を第 4 条とする。

(伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和 2 年伊勢市規
則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

会計年度任用職員任用通知書

年 月 日	
様 (任命権者)	
任用根拠	
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、1箇月間は、条件付採用期間となります。)
再度の任用	1 再度の任用の可能性（有・無） 2 再度の任用は、勤務実績、能力等を考慮した上で行います。
就業の場所 (配属先)	
任用職種	
業務の内容	
始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務に関する事項	1 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 交替制（変形労働時間制）として、次の勤務時間の組合せによる。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ 分） 3 時間外勤務の有無（有・無）
勤務しない日	・週休日（毎週 曜日） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） ・その他（ ）
休 暇	1 年次休暇（任用時 日） 前年度から引き続き再度の任用がされた場合は、前年度において新規付与された日数のうち残日数を繰越分として付与します。 2 その他の休暇 (1) 有給（ ） (2) 無給（ ） 《詳細》「伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
給 与	1 給料（基本報酬）の額 (1) 月 額（ 円）、(2) 日 額（ 円） (3) 時間額（ 円） 2 地域手当（地域手当相当報酬）の支給割合 % 3 期末手当及び勤勉手当の支給（有・無） 4 通勤手当（通勤費用弁償） 週2日以上勤務する場合に支給 5 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当等の割増率 (1) 時間外勤務 1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、0%（午後10時から翌日の午前5時までは、25%） 月60時間以内 25%～35%（午後10時から翌日の午前5時までは、50%～60%） 月60時間超 50%（午後10時から翌日の午前5時までは、75%） (2) 休日勤務 35%（午後10時から翌日の午前5時までは、60%） (3) 夜間勤務 25%

	<p>6 支払日</p> <p>(1) 給料（基本報酬） 毎月21日（毎月末日締め）</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当 6月30日及び12月10日</p> <p>(3) (2)以外の手当（相当報酬・費用弁償） 毎月21日（月末日締め）</p> <p>7 支払方法（指定口座への振込み）</p> <p>8 昇給 昇給はありません。</p>
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出てください。）</p> <p>3 免職の事由及び手続</p> <p>(1) 分限免職（地方公務員法第28条第1項）</p> <p>次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。</p> <p>① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合</p> <p>② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>(2) 懲戒免職（地方公務員法第29条第1項）</p> <p>次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。</p> <p>① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合</p> <p>② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制 定年はありません。</p> <p>5 その他の離職事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡した場合 ・ 地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合
退職手当	<p>6 箇月以上勤務実績のあるフルタイム職員に対して支給</p> <p>《詳細》「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例」</p>
服 務	<p>任期中、次の義務を負います。</p> <p>(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）</p> <p>(2) 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）</p> <p>(3) 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）</p> <p>(4) 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）</p> <p>(5) 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）</p> <p>(6) 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）</p> <p>(7) 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）</p> <p>※パートタイム会計年度任用職員である場合は、(7)について兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。</p>
そ の 他	<p>1 社会保険の適用（有（厚生年金・健康保険）・無）</p> <p>2 雇用保険の適用（有・無）</p> <p>3 休職に関する事項（地方公務員法第28条第2項）</p> <p>次の場合のいずれかに該当するときは、休職となる場合があります。</p> <p>(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</p> <p>(2) 刑事事件に関し起訴された場合</p> <p>4 その他</p> <p style="font-size: 2em;">[]</p>

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の給与の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(扶養親族の範囲)

第5条の2 条例第10条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 重度心身障害者にあつては、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

第6条の見出し中「支給」を「届出、認定及び支給」に改め、同条第1項中「条例第11条第1項の規定による届出」を「新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」に、「により行うものとする」を「を使用して、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第6条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「あたって」を「当たって」に、「扶養事実等」を「職員に対し扶養事実等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「その者」を

「、その者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「任命権者が前項の届出を受けた」を「任命権者は、第1項に規定する届出があった」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同項に後段として次のように加える。

前項に規定する場合においても、同様とする。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する届出を庶務事務システムにより行うことができない所属の職員は、扶養親族認定申請書（別記様式）により届け出ることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、これらの規定による届出を要しない。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第7条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項に規定する届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたと

きは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則第3項を次のように改める。

（令和7年改正条例附則第4条の規定が適用される間の読替え）

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条の2、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「条例」とあるのは、「伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第11号）附則第4条の規定により読み替えられた条例」とする。

（伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正）

第4条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に、「7級以上であるときは、3」を「8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、0」に改める。

第8条中「同項に定める期間におけるその者の勤務成績によるものとし、その基準は、別に定める」を「同項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる者以外の職員 昇給日前1年間
- (2) 8級職員 昇給日前1年間における9月30日以前1年間

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項各号の期間における昇給は、その者の勤務成績によるものとし、その基準は、別に定める。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 8 年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置)

- 9 令和 8 年 1 月 1 日に行われる条例第 6 条第 4 項の規定による昇給については、伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和 7 年伊勢市規則第 17 号)第 4 条の規定による改正後の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則第 8 条第 1 項第 2 号中「昇給日前 1 年間における 9 月 30 日以前 1 年間」とあるのは、「令和 7 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」とする。

別表第 5 及び別表第 6 を次のように改める。

別表第 5 (第 6 条関係)

一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1

12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5

37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	

62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	
65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46				

87	35	47	46				
88	35	48	46				
89	35	48	47				
90	36	48	47				
91	36	48	47				
92	36	48	47				
93	37	49	47				
94		49	47				
95		49	47				
96		49	48				
97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				
100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					

112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

別表第6（第7条関係）

一般職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	21	21	9	13	17	12
2	33	22	22	10	14	18	17
3	33	23	23	11	15	19	21
4	34	24	24	12	16	20	28
5	35	25	25	13	17	22	45
6	36	26	26	14	18	24	45
7	38	27	27	15	19	26	45

8	39	28	28	16	20	28	45
9	41	29	29	17	21	30	45
10	42	30	30	18	22	32	
11	43	31	31	19	23	34	
12	44	32	32	20	24	36	
13	45	33	33	21	25	40	
14	46	34	34	22	26	44	
15	47	35	35	23	27	65	
16	48	36	36	24	28	72	
17	49	37	37	25	29	73	
18	50	38	38	26	30	73	
19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	
30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	

33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	
40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	
43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		
47	93	87	95	55	85		
48	93	92	102	56	85		
49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		

58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		
65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		
70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85			
75	93	125	109	85			
76	93	125	109	85			
77	93	125	109	85			
78	93	125	109	85			
79	93	125	109	85			
80	93	125	109	85			
81	93	125	109	85			
82	93	125	109	85			

83	93	125	109	85			
84	93	125	109	85			
85	93	125	109	85			
86	93	125					
87	93	125					
88	93	125					
89	93	125					
90	93	125					
91	93	125					
92	93	125					
93	93	125					
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					

108	93	125					
109	93	125					
110	93						
111	93						
112	93						
113	93						
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の表給与条例第6条第5項の項中「第6条第5項」を「第6条第4項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400	

20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000

46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	

72	242,700	261,900	292,600	318,700
73	242,900	262,100	293,000	318,900
74	243,200	262,400	293,400	319,200
75	243,500	262,700	293,800	319,400
76	243,700	262,900	294,200	319,700
77	243,900	263,100	294,600	320,000
78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100

98	249,200	268,400	303,700
99	249,500	268,600	304,000
100	249,700	268,900	304,300
101	249,900	269,100	304,600
102	250,200	269,300	305,000
103	250,500	269,600	305,300
104	250,700	269,900	305,700
105	250,900	270,100	306,000
106		270,300	306,400
107		270,600	306,800
108		270,800	307,100
109		271,100	307,300
110		271,400	307,600
111		271,700	307,900
112		271,900	308,100
113		272,100	308,300
114		272,400	308,600
115		272,600	308,900
116		272,800	309,100
117		273,100	309,300
118		273,400	309,600
119		273,700	309,900
120		273,900	310,100
121		274,100	310,300
122		274,300	310,600
123		274,600	310,900

	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考

- この表において「定年前再任用短時間勤務職員」とは、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。

2 この表において「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とは、技能労務職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員をいう。

別表第3 高校卒の項中「1級25号給」を「1級9号給」に改め、同表 中学卒の項中「1級13号給」を「1級1号給」に改める。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5（第8条関係）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1

16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12

41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25

66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30

91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	

116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表第6（第9条関係）

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に	降格後の号給
-----------	--------

受けていた号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64

25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97

50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	

75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		

100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		

125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

(伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第6条 伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(令和2年伊勢市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

号給	給料月額
	円
1	185,700
2	187,400
3	189,100

4	190,800
5	192,500
6	194,200
7	195,800
8	197,400
9	199,000
10	200,500
11	202,000
12	203,500
13	205,000
14	206,500
15	208,000
16	209,500
17	211,000
18	212,400
19	213,800
20	215,200
21	216,600
22	217,700
23	218,800
24	219,900
25	220,900
26	221,800
27	222,700
28	223,600
29	224,500

30	225,300
31	226,100
32	226,900
33	227,700
34	228,400
35	229,100
36	229,800
37	230,500
38	231,100
39	231,700
40	232,300
41	233,000
42	233,500
43	234,000
44	234,500
45	235,000
46	235,400
47	235,800
48	236,200
49	236,600
50	236,900
51	237,200
52	237,500
53	237,800
54	238,100
55	238,400

56	238,700
57	238,900
58	239,200
59	239,500
60	239,700
61	239,900
62	240,200
63	240,500
64	240,700
65	240,900
66	241,200
67	241,500
68	241,700
69	241,900
70	242,200
71	242,500
72	242,700
73	242,900
74	243,200
75	243,500
76	243,700
77	243,900
78	244,200
79	244,500
80	244,700
81	244,900

82	245,200
83	245,400
84	245,700
85	245,900
86	246,100
87	246,400
88	246,700
89	246,900
90	247,200
91	247,500
92	247,700
93	247,900
94	248,200
95	248,500
96	248,700
97	248,900
98	249,200
99	249,500
100	249,700
101	249,900
102	250,200
103	250,500
104	250,700
105	250,900

別表第2 (第4条関係)

職種	基礎号給	上限号給
業務補助員	1号給	9号給
業務員	9号給	17号給
保育所等業務員（伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第1条の規定により設置された保育所又は伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）第1条の規定により設置された伊勢市立認定こども園に勤務する者）	13号給	21号給
調理士	13号給	21号給
学校業務員	9号給	17号給
幼稚園業務員	13号給	21号給
給食調理士	9号給	17号給
自動車運転手	9号給	17号給

（伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正）

第7条 伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則（平成18年伊勢市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ものとする」を「ものとする。」に改める。

第2条を次のように改める。

（支給地域等）

第2条 条例第11条の2第1項前段の規則で定める地域は、別表に掲げる地域とし、同項後段の規則で定める官公署等は、同表に掲げる地域に所在する官公署等と同様に取り扱うことが適当であると市長が認める官公署等とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条中「第11条の2」

を「第 11 条の 2 第 2 項」に改め、同条に後段として次のように加える。

条例第 25 条第 4 項及び第 5 項、第 28 条第 3 項並びに第 35 条に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 条例第 11 条の 2 第 2 項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1 級地
三重県	全域	5 級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる区域は、令和 7 年 4 月 1 日におけるそれらの区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの区域の変更によって影響されるものではない。

（伊勢市職員の住居手当に関する規則の一部改正）

第 8 条 伊勢市職員の住居手当に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「条例第 10 条に規定する扶養親族で、条例第 11 条第 1 項の規定による届出がされているものに限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 10 条第 2 項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定す

ることができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条第1項に後段として次のように加える。

前条第4項に規定する場合においても、同様とする。

第6条第1項中「欠くに至った日」の次に「(市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)」を加える。

(職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

第9条 職員の通勤手当支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ア中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改め、同項第2号中「平均1箇月あたりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改め、同条第2項中「前条各号」を「前項各号」に改める。

第9条中「平均1箇月あたりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第10条第1号中「同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1箇月あたりの運賃等相当額(以下「1箇月あたりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「同条第2項第1号及び第2号に定める額」に改め、同条第2号中「1箇月あたりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては)」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては)」に、「1箇月あたりの運賃等相当額等」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に改め、同条第3号中「1箇月あたりの運賃等相当額

等」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に改める。

第12条第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「この条及び」を「この条、第14条第2項第2号及び」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）第1条第1項に規定する市の機関の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「次の各号に掲げる」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第13条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第14条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける」に、「同項」を「条例第13条第4項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第13条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円」

を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同項第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額並びに市長が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）。」に改め、同号アからウまでを削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、前号イに掲げる場合は、市長が定める額

第14条第3項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に、「当該給与」を「市長の定めるところにより当該給与」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改める。

（伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部改正）

第10条 伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第23条第3項第1号」を「第23条第3項」に、「勤務に」を「同条第1項の勤務に」に改め、同条第2項第1号中「第22条第1項」を「第22条第2項」に改め、同項第2号中「採用された職員」の次に「（次条において「特定任期付職員」という。）」を加える。

第3条第1項各号列記以外の部分中「管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる支給額の区分」を「職員の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる支給額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 69,000 円及び 55,000 円 4,300 円

イ 49,000 円及び 40,000 円 3,500 円

- (2) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第 8 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項の規定による給料月額
の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6 号給及び 7 号給並びに任期付職員条例第 8 条第 3 項の規定に
よる給料月額 6,000 円

イ 5 号給 5,000 円

ウ 2 号給から 4 号給まで 4,300 円

エ 1 号給 3,500 円

第 3 条第 2 項中「条例第 23 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条
第 2 項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項」を「次
に掲げる場合には、条例第 23 条第 2 項」に改め、同項に次の後段及び各
号を加える。

この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第 1 項の勤務と
みなす。

- (1) 条例第 23 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務
をした場合

- (2) 条例第 23 条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務
をした場合

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 11 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成
17 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「当該職員が次の各号のいずれに
該当するかに応じ」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ」に改め、
同項ただし書中「第 1 号及び第 2 号」を「第 1 号ア及びイ」に改め、同

項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 直近の人事評価（基準日以前における直近の人事評価をいう。

以下同じ。）の全体評語がSである職員のうち、成績区分が特に優秀である職員 100分の117（給与条例第25条第2項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の137）

イ 直近の人事評価の全体評語がS又はAである職員のうち、成績区分が優秀である職員 100分の111（特定管理職員にあっては、100分の131）

ウ 直近の人事評価の全体評語がS又はAである職員のうち、成績区分が良好である職員並びに直近の人事評価の全体評語がBである職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）

エ 直近の人事評価の全体評語がCである職員 100分の99（特定管理職員にあっては、100分の119）

オ 直近の人事評価の全体評語がDである職員 100分の93（特定管理職員にあっては、100分の113）

(2) 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 前号アに掲げる職員 100分の99.5

イ 前号イに掲げる職員 100分の93.5

ウ 前号ウに掲げる職員 100分の87.5

エ 前号エに掲げる職員 100 分の 81.5

オ 前号オに掲げる職員 100 分の 75.5

第 19 条第 2 項中「100 分の 70 以下（特定管理職員にあつては、100 分の 90 以下）で任命権者が定めるものとする」を「同項第 1 号に掲げる職員にあつては 100 分の 60 以下（特定管理職員にあつては、100 分の 70 以下）、同項第 2 号に掲げる職員にあつては 100 分の 50 以下で、任命権者がそれぞれ定めるものとする」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 1 項第 1 号ア及びイ」に改める。

第 19 条の 2 第 2 項中「100 分の 35」を「100 分の 30」に、「100 分の 45」を「100 分の 35」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この条において「昇格等」という。）をした職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第 4 条の規定による改正後の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則第 6 条又は第 7 条の規定を適用する。

（技能労務職員の号給の切替え）

第 3 条 切替日の前日において伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務

の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

- 2 前項に定めるもののほか、号給の切替えに関する事項は、伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第11号。以下「令和7年改正給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

（技能労務会計年度任用職員の号給の切替え）

第4条 切替日の前日において次の表の切替日の前日の職種の欄に掲げられている職種に従事し、切替日に同表の切替日の職種の欄に掲げる職種に従事していた技能労務会計年度任用職員の切替日における号給（この項において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（この項において「旧号給」という。）に応じて同表の新号給の欄に定める号給とする。

切替日の前日の職種	切替日の職種	旧号給	新号給
業務補助員	業務補助員	13号給	1号給
		14号給	1号給
		15号給	1号給
		16号給	1号給
		17号給	1号給
		18号給	2号給
		19号給	3号給
		20号給	4号給
		21号給	5号給
業務員	業務員	25号給	9号給
		26号給	10号給
		27号給	11号給

		28号給	12号給
		29号給	13号給
		30号給	14号給
		31号給	15号給
		32号給	16号給
		33号給	17号給
保育所等業務員(伊勢市立保育所条例第1条の規定により設置された保育所又は伊勢市立認定こども園条例第1条の規定により設置された伊勢市立認定こども園に勤務する者)	保育所等業務員(伊勢市立保育所条例第1条の規定により設置された保育所又は伊勢市立認定こども園条例第1条の規定により設置された伊勢市立認定こども園に勤務する者)	29号給	13号給
		30号給	14号給
		31号給	15号給
		32号給	16号給
		33号給	17号給
		34号給	18号給
		35号給	19号給
調理士	調理士	36号給	20号給
		37号給	21号給
		29号給	13号給
		30号給	14号給
		31号給	15号給
		32号給	16号給
		33号給	17号給
学校業務員	学校業務員	34号給	18号給
		35号給	19号給
		36号給	20号給
		37号給	21号給
		25号給	9号給

		26号給	10号給
		27号給	11号給
		28号給	12号給
		29号給	13号給
		30号給	14号給
		31号給	15号給
		32号給	16号給
		33号給	17号給
幼稚園業務員	幼稚園業務員	29号給	13号給
		30号給	14号給
		31号給	15号給
		32号給	16号給
		33号給	17号給
		34号給	18号給
		35号給	19号給
		36号給	20号給
		37号給	21号給
給食調理士	給食調理士	25号給	9号給
		26号給	10号給
		27号給	11号給
		28号給	12号給
		29号給	13号給
		30号給	14号給
		31号給	15号給
		32号給	16号給

		33号給	17号給
自動車運転手	自動車運転手	25号給	9号給
		26号給	10号給
		27号給	11号給
		28号給	12号給
		29号給	13号給
		30号給	14号給
		31号給	15号給
		32号給	16号給
		33号給	17号給

- 2 切替日の前日に前項の表の切替日の前日の職種の欄に掲げる職種に従事していた技能労務会計年度任用職員に伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）第4条の規定を適用する場合には、当該職種に従事した期間については、同表の切替日の職種に従事した経験年数とみなして同条の規定を適用する。

（令和10年3月31日までの間における地域手当）

第5条 令和10年3月31日までの間における伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）第11条の2第1項の規則で定める地域は、第7条の規定による改正後の伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則第2条の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げる地域とする。

- 2 令和7年改正給与条例附則第5条第1項の規則で定める地域手当の級地の区分は、次に掲げる区分とし、同項の規則で定める割合は、当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 20パーセント級地 100分の20
- (2) 5パーセント級地 100分の5
- (3) 2パーセント級地 100分の2

3 令和7年改正条例附則第5条第1項後段の規則で定める級地は、附則別表第2に定めるとおりとする。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

第6条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(令和7年改正給与条例第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例(以下この項において「改正前の給与条例」という。)第13条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(第9条の規定による改正前の職員の通勤手当支給に関する規則(以下この条において「改正前の規則」という。)第10条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に規定する額(改正前の規則第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び改正前の給与条例第13条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のもの、かつ、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第12条第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額(1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。)を、支給単位期間を1

箇月とする通勤手当として支給する。

(雑則)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表第1 号給の切替表（附則第3条関係）

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7

16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30

39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53

62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	

85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		

108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		

131		127		
132		128		
133		129		

附則別表第2（附則第5条関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	20パーセント級地
三重県	津市	5パーセント級地
	伊勢市	2パーセント級地

伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 12 条とし、第 5 条を第 7 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

（外国旅行の指定都市の範囲）

第 8 条 条例別表第 2 の備考 1 に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

（外国旅行に係る地域の定義）

第 9 条 条例別表第 2 の備考 1 に規定する次の各号に掲げる地域として規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

- (1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
- (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
- (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

- (4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
- (5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
- (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
- (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
- (8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ
(外国旅行甲地方の範囲)

第 10 条 条例別表第 2 の備考 1 に規定する甲地方は、前条第 1 号から第 3 号までに定める地域のうち第 8 条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(外国旅行丙地方の範囲)

第 11 条 条例別表第 2 の備考 1 に規定する丙地方は、第 9 条第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に定める地域のうち第 8 条の地域以外の地域で、

インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（条例第12条ただし書に規定する地域）

第5条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める地域は、東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市とする。

第6条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める前条に規定する地域に準ずる地域は、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、堺市、広島市及び福岡市とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 21 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「8 万 1,290 円」を「8 万 5,490 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「4 万 600 円」を「4 万 2,700 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部を改正する規則

(伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表学校教育課の項中「学事係」を「学事保健係」に、「指導係 健康教育係」を「指導係」に改め、同項の次に次のように加える。

教育メディア課 情報教育係 読書推進係

第2条の表社会教育課の項中「社会教育係 施設管理係」を「社会教育係」に改める。

第3条の表伊勢市教育研究所の項中「教育研究研修係 情報教育係」を「教育研究研修係」に改める。

第4条第1項の表学校教育課の部学事係の項中「学事係」を「学事保健係」に改め、第5号を第8号とし、同項第4号中「学事」の次に「及び学校保健」を加え、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 教職員、生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。
- (5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

第4条第1項の表学校教育課の部指導係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同部健康教育係の項を削り、同部の次に次のように加える。

教育メディア課

情報教育係

- (1) 学校情報教育の研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修(情報教育に係るものに限る。)に関する

ること。

- (3) その他学校情報教育に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

読書推進係

- (1) 読書活動の推進に関すること。
- (2) 市立図書館の管理及び運営に関すること。
- (3) 学校図書館に関すること。

第4条第1項の表社会教育課の部社会教育係の項第4号から第8号までを次のように改める。

- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 青少年相談センターに関すること。
- (6) 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
- (7) 市立公民館及び学習等供用施設の管理及び運営に関すること。
- (8) その他社会教育施設（他の所管に属するものを除く。）の管理及び運営に関すること。

第4条第1項の表社会教育課の部社会教育係の項に次の1号を加える。

- (9) その他社会教育に関すること。

第4条第1項の表社会教育課の部施設管理係の項を削り、同条第2項の表教育研究研修係の項第3号中「研修」の次に「（情報教育に係るものを除く。）」を加え、同項第7号及び同表情報教育係の項を削る。

第6条第1項中「教育機関」の次に「（教育研究所を除く。）」を加え、同条第2項中「事務」の次に「及び教育研究所の事務」を加える。

（伊勢市子ども読書活動推進会議規則の一部改正）

第2条 伊勢市子ども読書活動推進会議規則（平成27年伊勢市教育委員会

規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会事務局社会教育課」を「教育委員会事務局教育メディア課」に改める。

(伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則の一部改正)

第3条 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則(平成29年伊勢市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「伊勢市教育研究所」を「教育委員会事務局教育メディア課」に改める。

(伊勢市立図書館規則の一部改正)

第4条 伊勢市立図書館規則(平成21年伊勢市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第23条中「教育委員会事務局社会教育課」を「教育委員会事務局教育メディア課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第3号

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第9号を次のように改める。

- (9) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則
伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年伊勢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第4条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（委員の任命）

第4条 学校運営協議会の委員の任命は、対象学校の校長等の推薦に基づき行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第1号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の表を次のように改める。

3 危機管理部

危機管理課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 危機管理に関する こと。	特に重要	重要	輕易		
2 国民保護に関する こと。	特に重要	重要	輕易		
3 防災行政無線 の運用管理			重要	輕易	
4 地域防災計画 の総合調整			重要	輕易	
5 防災施設の整備 に関するこ と。	特に重要	重要	輕易	定例的か つ輕易	
6 防犯の推進に 関すること。	特に重要	重要	輕易	定例的か つ輕易	
7 犯罪被害者等 に関するこ と。	特に重要	重要	輕易	定例的か つ輕易	

別表第2の4(4)の表中16の項を削り、17の項を16の項とし、18の項

から26の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の7(9)の表1の項中「保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）への入所」を「保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）の利用」に改め、同表7の項中「保育所等」の次に「(居宅訪問型保育事業を除く。)」を加え、同表に次のように加える。

11 乳児等通園支援事業に関する こと。				○	
-------------------------	--	--	--	---	--

別表第2の7(11)の表4の項中「地域型保育事業」を「家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び乳児等通園支援事業」に改める。

別表第2の8(3)の表2の項を削る。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1防の項を削る。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第34条関係）

年 月 日 料金後納郵便物差出依頼票			
所属・係		取扱者名	
定形	50g	通	円
定形外	50g	通	円
	100g	通	円
	150g	通	円
	250g	通	円
	500g	通	円
	1kg	通	円
		通	円
区内特別	バーコードなし	50g	通 円
			通 円
	バーコードあり	50g	通 円
			通 円
はがき		通 円	
速達		通 円	
書留		通 円	
簡易書留		通 円	
現金書留		通 円	
配達証明		通 円	
特定記録		通 円	
ゆうメール		通 円	
ゆうパック		通 円	
		通 円	
計		通 円	
用件			
科目	(項)	(目)	
事業名			

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にある第2条の規定による改正前の伊勢市文書管理規程様式第9号により使用されている書類は、この訓令による改正後の伊勢市文書管理規程様式第9号によるものとみなす。

伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第2号

伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令

伊勢市職員服務規程（平成17年伊勢市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書中「伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第38号。以下「施行規則」という。）第5条に規定する地域への出張の場合は、施行規則」を「伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）第13条に規定する地域への出張の場合は、伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第38号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和7年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程
の一部を改正する訓令

(伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表事務部長専決事項の項第1号中「及び伊勢市教育研究所」を「の所掌事務に関する」に改め、同表学校教育部長専決事項の項第1号中「と学校との」を「の課、伊勢市教育研究所及び学校に係る案件に関する」に改める。

第5条の表学校教育課長専決事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項の次に次のように加える。

教育メディア課長専決事項

- (1) 研修講座（情報教育に係るものに限る。）の実施
- (2) 情報教育の運営指導
- (3) 研究資料（情報教育に係るものに限る。）の収集及び利用
- (4) 図書館資料の収集、寄贈、整理及び保存
- (5) 図書館資料の利用及び管理
- (6) 学校図書館の運営指導

第5条の表社会教育課長専決事項の項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「、育成活動」を「及び育成活動」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「社会教育施設」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第4号とし、同表教育研究所長専決事項の項第1号中「研修講座」の次に「(情報教育に係るものを除く。)」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「研究資料」の次に「(情報教育に係るものを除く。)」を加え、「、利用」を「及び利用」に改め、同号を同項第

2号とする。

(伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市教育委員会文書管理規程（平成28年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表学の項の次に次のように加える。

教メ	教育メディア課
----	---------

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和7年3月19日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第 2 号

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する訓令

伊勢市消防職員任用規程（平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「試験科目」を「試験種目」に、「事項を」を「事項を定め」に改める。

第 7 条中「消防長が別に定める採用試験受験申込書に必要書類を添えて消防長に提出しなければ」を「前条の規定による定めに従って受験の申込みを行わなければ」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（採用試験の試験種目）

第 8 条 採用試験による能力及び適正を有するかどうかの判定は、教養試験、体力試験、口述試験その他の消防長が必要と認める試験により行う。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（採用試験の実施方法）

第 8 条の 2 採用試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験又は第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験に分けて実施するものとする。

第 10 条第 1 項第 1 号中「者」の次に「であって 33 歳以上のもの」を加える。

第 11 条中「試験科目」を「試験種目」に、「事項を」を「事項を定め」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防本部処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和7年3月25日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第3号

伊勢市消防本部処務規程の一部を改正する訓令

伊勢市消防本部処務規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「消防署、所」を「消防署」に改める。

第5条の表通信指令課の部通信指令第1係、通信指令第2係及び通信指令第3係の項第3号中「管理、保全」を「管理及び保全」に改め、同項第5号中「三重県防災行政無線」を「三重南消防通信指令事務協議会」に改め、同表予防課の部予防係の項第10号中「防火管理者及び」を「防火管理者及び防災管理者並びに」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第2号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第35条の2各号列記以外の部分中「第43条の3第6号」を「第43条の3第8号」に改め、同条第1号中「1年以上、同条第2号に規定する卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「2年以上、同条第2号に規定する卒業者にあつては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同条第1号に規定する卒業者にあつては1年以上、同条第2号に規定する卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「第43条の3第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号」を「第43条の3第1号から第6号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「もの」を「者」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第35条の3第1号中「第43条の3第1号、第3号及び第4号」を「第43条の3第1号、第3号又は第5号」に、「に関する学科目」を「に関する課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「当該学科目」を「当該課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第2号中「第43条の4第2号」を「第43条の4第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第1号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「病気休暇」を「病気休暇のうち、第10条の規定においてその例によることとされる伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号。以下「伊勢市会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第14条第2項第1号に規定する場合における病気休暇」に改める。

第9条中「伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号）」を「伊勢市会計年度任用職員勤務時間規則」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第2号

伊勢市病院企業職員就業規程等の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「職員」を「職員(以下「交代制等勤務職員」という。)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(休息时间)

第7条の2 管理者は、交代制等勤務職員について、できる限り、次に掲げる正規の勤務時間(別表に定める勤務時間をいう。以下同じ。)がおおむね4時間である場合には、これらの正規の勤務時間のうちに15分の休息時間を置くものとする。ただし、1回の勤務における休息時間の付与回数は、当該勤務に割り振られた勤務時間を考慮して、2回までとする。

- (1) 勤務時間の始まる時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻までの間における正規の勤務時間
 - (2) 休憩時間の終わる時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻までの間における正規の勤務時間
 - (3) 勤務時間の終わる時刻の直前の休憩時間の終わる時刻から勤務時間の終わる時刻までの間における正規の勤務時間
 - (4) 勤務時間の始まる時刻から勤務時間の終わる時刻まで連続する正規の勤務時間
- 2 休息時間は、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続して置いてはならない。
- 3 休息時間は、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

別表中「第7条関係」を「第7条、第7条の2関係」に改め、同表医療技術部の項中

「

臨床工学室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
	早番	午前8時から午後4時45分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。
	遅番	午後0時から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
リハビリテーション室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで

を

」

「

放射線室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
	準深夜勤	午後4時30分から翌日の午前9時30分まで	1時間30分とし、その時限は業務の実情に応

		分まで	じて所属長が定める。
臨床工学室又はリハビリテーション室に勤務する職員	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで

に改め、

」

同表看護部の部 1 の項中

「

深夜勤	午前 0 時 30 分から 午前 9 時 15 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。
-----	--------------------------------	-------------------------------

を

」

「

深夜勤	午前 0 時 30 分から 午前 9 時 15 分まで	1 時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。
準深夜勤	午後 4 時 15 分から 翌日の午前 9 時 15 分まで	1 時間 30 分とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。

に改める。

」

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

別表第8 夜間看護手当の項中「夜間看護手当」を「夜間看護等手当」に、「看護等の業務に従事する助産師」を「救急医療又は看護等の業務に従事する診療放射線技師、助産師」に改める。

（市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正）

第3条 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号を次のように改める。

(6) 夜間看護等手当

第6条第3項中「夜間看護手当」を「夜間看護等手当」に、「看護師」を「診療放射線技師、看護師」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第3号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400

14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600

40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000

66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600

92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200

118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

別表第2（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員技能労務職給料表

給 号	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		185,700	227,700
2		187,400	228,500
3		189,100	229,300
4		190,800	230,100
5		192,500	230,800
6		194,200	231,600
7		195,800	232,400
8		197,400	233,200
9		199,000	234,000
10		200,500	234,700
11		202,000	235,400
12		203,500	236,100

13	205, 000	236, 800
14	206, 500	237, 400
15	208, 000	238, 000
16	209, 500	238, 600
17	211, 000	239, 200
18	212, 400	239, 800
19	213, 800	240, 400
20	215, 200	240, 900
21	216, 600	241, 400
22	217, 700	241, 900
23	218, 800	242, 400
24	219, 900	242, 900
25	220, 900	243, 400
26	221, 800	243, 900
27	222, 700	244, 300
28	223, 600	244, 800
29	224, 500	245, 400
30	225, 300	245, 900
31	226, 100	246, 400
32	226, 900	246, 800
33	227, 700	247, 200
34	228, 400	247, 700
35	229, 100	248, 200
36	229, 800	248, 600
37	230, 500	249, 000
38	231, 100	249, 500

39	231,700	250,000
40	232,300	250,400
41	233,000	250,800
42	233,500	251,300
43	234,000	251,800
44	234,500	252,200
45	235,000	252,600
46	235,400	253,000
47	235,800	253,400
48	236,200	253,800
49	236,600	254,200
50	236,900	254,600
51	237,200	255,000
52	237,500	255,400
53	237,800	255,800
54	238,100	256,200
55	238,400	256,600
56	238,700	257,000
57	238,900	257,300
58	239,200	257,700
59	239,500	258,100
60	239,700	258,400
61	239,900	258,700
62	240,200	259,100
63	240,500	259,500
64	240,700	259,800

65	240,900	260,100
66	241,200	260,400
67	241,500	260,700
68	241,700	260,900
69	241,900	261,100
70	242,200	261,400
71	242,500	261,700
72	242,700	261,900
73	242,900	262,100
74	243,200	262,400
75	243,500	262,700
76	243,700	262,900
77	243,900	263,100
78	244,200	263,400
79	244,500	263,700
80	244,700	263,900
81	244,900	264,100
82	245,200	264,400
83	245,400	264,700
84	245,700	264,900
85	245,900	265,100
86	246,100	265,300
87	246,400	265,600
88	246,700	265,900
89	246,900	266,100
90	247,200	266,300

91	247,500	266,600
92	247,700	266,800
93	247,900	267,100
94	248,200	267,400
95	248,500	267,700
96	248,700	267,900
97	248,900	268,100
98	249,200	268,400
99	249,500	268,600
100	249,700	268,900
101	249,900	269,100
102	250,200	269,300
103	250,500	269,600
104	250,700	269,900
105	250,900	270,100
106		270,300
107		270,600
108		270,800
109		271,100
110		271,400
111		271,700
112		271,900
113		272,100
114		272,400
115		272,600
116		272,800

117	273,100
118	273,400
119	273,700
120	273,900
121	274,100
122	274,300
123	274,600
124	274,900
125	275,100
126	275,300
127	275,600
128	275,900
129	276,100
130	276,300
131	276,600
132	276,900
133	277,100
134	277,300
135	277,600
136	277,900
137	278,100

別表第3の2の表業務補助員の項中「13」を「1」に、「21」を「9」に改め、同表介助員の項中「17」を「1」に、「25」を「9」に改め、同表介護福祉士（1種）の項中「25」を「21」に、「33」を「29」に改め、同表介護福祉士（2種）の項中「45」を「25」に、「53」を「33」に改め、同表介護初任者（1種）の項中「13」を「5」に、「21」を「13」に改め、

同表介護初任者（2種）の項中「33」を「13」に、「41」を「21」に改め、
同表中

看護補助者（1種）	常時勤務を要する看護師と同等回数 の夜間勤務を行うもの	2	1	9	を
看護補助者（2種）	看護補助者（1種）以外の者であつて、 病棟で勤務するもの	1	21	29	
看護補助者（3種）	看護補助者（1種）以外の者であつて、 病棟以外で勤務するもの	1	17	25	

看護補助者		1	1	9	に
-------	--	---	---	---	---

改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、次の表の切替日の前日の職種の欄に掲げる職種に従事し、切替日に同表の切替日の職種の欄に掲げる職種に従事していた会計年度任用職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表の新号給の欄に定める号給とする。

切替日の前日の職種	切替日の職種	旧号給	新号給
業務補助員	業務補助員	13号給	1号給

		14号給	2号給
		15号給	3号給
		16号給	4号給
		17号給	5号給
		18号給	6号給
		19号給	7号給
		20号給	8号給
		21号給	9号給
介助員	介助員	17号給	1号給
		18号給	2号給
		19号給	3号給
		20号給	4号給
		21号給	5号給
		22号給	6号給
		23号給	7号給
		24号給	8号給
		25号給	9号給
介護福祉士(1種)	介護福祉士(1種)	25号給	21号給
		26号給	22号給
		27号給	23号給
		28号給	24号給
		29号給	25号給
		30号給	26号給
		31号給	27号給
		32号給	28号給

		33号給	29号給
介護福祉士(2種)	介護福祉士(2種)	45号給	25号給
		46号給	26号給
		47号給	27号給
		48号給	28号給
		49号給	29号給
		50号給	30号給
		51号給	31号給
		52号給	32号給
		53号給	33号給
介護初任者(1種)	介護初任者(1種)	13号給	5号給
		14号給	6号給
		15号給	7号給
		16号給	8号給
		17号給	9号給
		18号給	10号給
		19号給	11号給
		20号給	12号給
		21号給	13号給
介護初任者(2種)	介護初任者(2種)	33号給	13号給
		34号給	14号給
		35号給	15号給
		36号給	16号給
		37号給	17号給
		38号給	18号給

		39号給	19号給
		40号給	20号給
		41号給	21号給
看護補助者（2種）	看護補助者	21号給	1号給
		22号給	2号給
		23号給	3号給
		24号給	4号給
		25号給	5号給
		26号給	6号給
		27号給	7号給
		28号給	8号給
		29号給	9号給
看護補助者（3種）	看護補助者	17号給	1号給
		18号給	2号給
		19号給	3号給
		20号給	4号給
		21号給	5号給
		22号給	6号給
		23号給	7号給
		24号給	8号給
		25号給	9号給

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の4中「第6条第5項」を「第6条第4項」に改める。

第8条の3第1項各号列記以外の部分中「第6条第2項第2号」を「第6条第2項第1号」に、「同項第1号及び第3号から第6号まで」を「同項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「第6条第2項第3号若しくは第5号」を「第6条第2項第2号若しくは第4号」に、「扶養親族たる配偶者、扶養親族たる父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「届出係る」を「届出に係る」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第13条中「第15条第2項」を「第15条第2項又は第3項」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

附則第19項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第12項から附則第15項までを1項ずつ繰り下げ、附則第11項の次に次の1項を加える。

（令和7年4月から令和8年3月までの間の地域手当に関する特例措置）

12 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第9条の規

定の適用については、同条第1項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

附則に次の1項を加える。

(令和7年改正条例附則第7条の規定が適用される間の読替え)

21 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第8条の3の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「同項第2号から第5号まで」とあるのは、「伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第11号）附則第7条の規定により読み替えられた同項第2号から第6号まで」とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
前	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
再	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
任	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
用	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
短	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
時	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000

間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	

34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	

60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	

86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					

112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200	

18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400

44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	

70	242,200	261,400	291,800	317,800
71	242,500	261,700	292,200	318,300
72	242,700	261,900	292,600	318,700
73	242,900	262,100	293,000	318,900
74	243,200	262,400	293,400	319,200
75	243,500	262,700	293,800	319,400
76	243,700	262,900	294,200	319,700
77	243,900	263,100	294,600	320,000
78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700

96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	

	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
年		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
前		円	円	円	円	円
再						
任						
用		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
短						
時						
間						

勤 務 職 員					
------------------	--	--	--	--	--

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 1 号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

病院企業医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
前	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
再	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
任	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
用	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
短	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
時	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
間	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
勤	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
務	10	317,600	420,500	471,300	586,200	

職 員 以 外 の 職 員	11	321,000	422,000	473,100
	12	324,400	423,500	474,900
	13	327,800	424,900	476,700
	14	331,300	426,400	478,500
	15	334,700	427,900	480,300
	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600

37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800

	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	円	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第4病院企業医療職給料表の部2級の項から5級の項までを次のように改める。

2級	1 市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号。以下「事務分掌規程」という。）第24条に規定する科部長（以下「科部長」という。）の職務 2 事務分掌規程第24条に規定する科副部長（以下「科副部長」という。）の職務 3 事務分掌規程第24条に規定するセンター副長（以下「センター副長」という。）の職務 4 医長の職務
3級	1 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う科部長の職務

	2 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う科副部長の職務 3 特に高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行うセンター副長の職務
4 級	部長（科部長を除く。）又はセンター長の職務
5 級	1 院長の職務 2 副院長の職務

別表第 5 病院企業技能労務職給料表の部看護補助者の款高校卒の項中「1 級 25 号給」を「1 級 9 号給」に改め、同款中学卒の項を削る。

別表第 6 及び別表第 6 の 2 を次のように改める。

別表第 6（第 5 条の 2 関係）

病院企業医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4

11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	1	1	1	
15	1	1	1	
16	1	1	1	
17	1	1	1	
18	1	1	1	
19	1	1	1	
20	1	1	1	
21	1	1	1	
22	1	2	1	
23	1	3	1	
24	1	4	2	
25	1	5	2	
26	1	6	2	
27	1	7	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	4	
32	1	12	4	
33	1	13	4	
34	2	14	5	
35	3	15	5	

36	4	16	5	
37	5	17	5	
38	6	18	5	
39	7	19	5	
40	8	20	5	
41	9	21	5	
42	10	21	5	
43	11	22	5	
44	12	22	5	
45	13	23	5	
46	13	23	5	
47	13	24	5	
48	14	24	5	
49	14	25	5	
50	14	25	5	
51	14	26	5	
52	15	26	5	
53	15	27	5	
54	15	27	5	
55	15	28	5	
56	16	28	5	
57	16	29	5	
58	16	29	5	
59	16	29	5	
60	17	30	5	

61	17	30	5	
62	17	30	5	
63	18	31	5	
64	18	31	5	
65	19	31	5	
66		32	5	
67		32	5	
68		32	5	
69		32	5	
70		32	5	
71		33	5	
72		33	5	
73		33	5	
74		33		
75		33		
76		34		
77		34		
78		34		
79		34		
80		34		
81		35		
82		35		
83		35		
84		35		
85		35		

別表第6の2（第5条の3関係）

病院企業医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	33	21	23	1
2	34	22	26	2
3	35	23	30	3
4	36	24	33	10
5	37	25	73	10
6	38	26	73	10
7	39	27	73	10
8	40	28	73	10
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31		
12	44	32		
13	47	33		
14	51	34		
15	55	35		
16	59	36		
17	62	37		
18	64	38		
19	65	39		
20	65	40		

21	65	42		
22	65	44		
23	65	46		
24	65	48		
25	65	50		
26	65	52		
27	65	54		
28	65	56		
29	65	59		
30	65	62		
31	65	65		
32	65	70		
33	65	75		
34	65	80		
35	65	85		
36	65	85		
37	65	85		
38	65	85		
39	65	85		
40	65	85		
41	65	85		
42	65	85		
43	65	85		
44	65	85		
45	65	85		

46	65	85		
47	65	85		
48	65	85		
49	65	85		
50	65	85		
51	65	85		
52	65	85		
53	65	85		
54	65	85		
55	65	85		
56	65	85		
57	65	85		
58	65	85		
59	65	85		
60	65	85		
61	65	85		
62	65	85		
63	65	85		
64	65	85		
65	65	85		
66	65	85		
67	65	85		
68	65	85		
69	65	85		
70	65	85		

71	65	85		
72	65	85		
73	65	85		
74	65			
75	65			
76	65			
77	65			
78	65			
79	65			
80	65			
81	65			
82	65			
83	65			
84	65			
85	65			

別表第9の2の表を次のように改める。

2 特定任期付職員

号給又は給料月額	条例第15条第2項 に基づく支給額	条例第15条第3項 に基づく支給額
特定任期付職員給料表6 号給及び7号給並びに第 15条第3項の規定による 給料月額	12,000円	6,000円
特定任期付職員給料表5 号給	10,000円	5,000円

特定任期付職員給料表 2 号給から 4 号給まで	8,500 円	4,300 円
特定任期付職員給料表 1 号給	7,000 円	3,500 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(職務の級及び号給の切替え)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日においてこの規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程 (以下「改正前の規程」という。) 別表第 1 又は別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第 1 又は附則別表第 2 に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給 (以下「新号給」という。) は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級 (以下「旧級」という。) 及び同日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。) に応じて附則別表第 1 又は附則別表第 2 に定める号給とする。
- 3 切替日の前日において改正前の規程別表第 3 の給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級 (以下「新級」という。) 及び新号給は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 旧級及び旧号給が附則別表第 3 旧級及び旧号給の欄に掲げられている職員の新級及び新号給は、旧級及び旧号給に応じて同表に定める新級及び新号給とする。
 - (2) 附則別表第 4 の (1) の表職の欄に掲げる職にある職員の新級は、4 級とし、当該職員の新号給は、旧号給の欄に応じて同表に定める新号給とする。

- (3) 附則別表第4の(2)の表職の欄に掲げる職にある職員の新級は、5級とし、当該職員の新号給は、旧号給に応じて同表に定める新号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附則別表第1（附則第2項関係）

病院企業一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給
-----	-------

	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2

25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	

50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		

75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					

100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

附則別表第2（附則第2項関係）

病院企業技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1

8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24

33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49

58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	

83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		

108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		

133		129		
-----	--	-----	--	--

附則別表第3（附則第3項関係）

病院企業医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級及び旧号給	新級及び新号給
3級8号給	2級32号給
3級12号給	2級36号給
3級16号給	2級40号給
3級20号給	2級44号給
4級8号給	3級40号給
4級12号給	3級44号給
4級16号給	3級48号給
4級20号給	3級52号給
4級24号給	3級56号給
4級28号給	3級60号給
4級32号給	3級64号給
4級36号給	3級68号給
4級40号給	3級72号給
4級44号給	3級76号給
4級48号給	3級80号給
4級51号給	3級83号給
4級54号給	3級86号給
4級57号給	3級89号給
4級60号給	3級89号給
4級63号給	3級89号給
4級65号給	3級89号給

附則別表第4（附則第3項関係）

(1) 新級が医療職給料表の4級である職員の新号給

職	旧号給	新号給
医療部長、救急センター長、 健診センター長、医療技術部 長（医師に限る。）及び薬剤 師部長（医師に限る。）	1	3
	2	4
	3	4
	4	4
	5	4
	6	4
	7	5
	8	5
	9	5
	10	6
	11	6
	12	6
	13	7
	14	7
	15	8
	16	8
	17	8
	18	8
	19	8
	20	8
	21	8

(2) 新級が医療職給料表の5級である職員の新号給

職	旧号給	新号給
院長及び副院長	1	1
	2	1
	3	1
	4	1
	5	1
	6	1
	7	1
	8	1
	9	1
	10	2
	11	2
	12	2
	13	2
	14	3
	15	3
	16	3
	17	3
	18	3
	19	4
	20	4
	21	4

伊勢市告示第33号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第3項（政令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、政令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法について、次のとおり告示します。

令和7年3月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

政令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法は、次のとおりとする。

(1) インターネットを利用して閲覧に供する方法

ア 伊勢市入札情報サービス又は伊勢市のウェブサイト（政令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項及び第2項（同項第10号に規定する事項を除く。）に規定する事項に限る。）において公表

イ アドレス

(ア) アの「伊勢市入札情報サービス」のウェブサイトアドレスは、

<https://ise.efftis.jp/PPI/Public/PPUBC00100>

(イ) アの「伊勢市のウェブサイト」のウェブサイトアドレスは、

<https://www.city.ise.mie.jp/shisei/jigyousya/nyusatsu/haccu/index.html>

(2) 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

各契約に係る工事を主管する課等の窓口（政令第7条第2項第10号

及び同条第 3 項に規定する事項に限る。) において公表

伊勢市告示第 34 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 7 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 令和 7 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 令和 6 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 伊勢市休日・夜間応急診療所における診療費
 - (2) がん検診事業に係る検診料
 - (3) 歯科健康診査事業に係るフッ化塗布処置費
 - (4) その他健康課収入金
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、伊勢市公共施設予約システムで利用するキャッシュレス決済機能により納付される施設の使用に係る歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
使用料
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 25 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
次に掲げる施設に係る使用料
 - (1) 伊勢市立二見公民館
 - (2) 伊勢市立小俣公民館
 - (3) 伊勢市立御菌公民館
 - (4) 伊勢市二見生涯学習センター
 - (5) 伊勢市小俣農村環境改善センター
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 18 日

4 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊勢市告示第 38 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野 30－ 52 号線	小俣町明野 415 番 3 地先		
	小俣町明野 432 番 1 地先		

伊勢市告示第 39 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野令 6 - 14 号線	小俣町明野 415 番 3 地先		
	小俣町明野 432 番 7 地先		
小俣明野令 6 - 15 号線	小俣町明野 432 番 5 地先		
	小俣町明野 432 番 4 地先		
小俣明野令 6 - 16 号線	小俣町明野 352 番 13 地先		
	小俣町明野 352 番 18 地先		
小俣明野令 6 - 17 号線	小俣町明野 352 番 15 地先		
	小俣町明野 352 番 5 地先		
常磐 1 丁目令 6 - 18 号線	常磐 1 丁目 190 番 1 地先		
	常磐 1 丁目 190 番 1 地先		

伊勢市告示第 40 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣明野令 6 - 14 号線	6.0 ~ 10.0	114.7
市道	小俣明野令 6 - 15 号線	6.0 ~ 13.7	16.7
市道	小俣明野令 6 - 16 号線	6.0 ~ 13.1	78.3
市道	小俣明野令 6 - 17 号線	6.1 ~ 13.2	15.5
市道	常磐 1 丁目令 6 - 18 号線	7.3 ~ 9.2	73.6

伊勢市告示第 41 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣明野令 6 - 14 号線	小俣町明野 415 番 3 地先から 小俣町明野 432 番 7 地先まで	令和 7 年 3 月 28 日
小俣明野令 6 - 15 号線	小俣町明野 432 番 5 地先から 小俣町明野 432 番 4 地先まで	令和 7 年 3 月 28 日
小俣明野令 6 - 16 号線	小俣町明野 352 番 13 地先から 小俣町明野 352 番 18 地先まで	令和 7 年 3 月 28 日
小俣明野令 6 - 17 号線	小俣町明野 352 番 15 地先から 小俣町明野 352 番 5 地先まで	令和 7 年 3 月 28 日
常磐 1 丁目令 6 - 18 号線	常磐 1 丁目 190 番 1 地先から 常磐 1 丁目 190 番 1 地先まで	令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市離宮の湯の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

津市桜橋 2 丁目 34 番地 1

イオンディライト株式会社 東海支社 三重支店

支店長 小嶺 公芳

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 43 号

令和 6 年 3 月 27 日伊勢市告示第 42 号(指定納付受託者の指定について)
の一部を次のように変更します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

告示本文中「ふるさと納税ポータルサイト」の次に「及び連携するパートナーサイト」を加える。

伊勢市告示第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、楽天グループ株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 2 月 27 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹及び株式会社一休が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 2 月 26 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社百五カード
津市栄町 3 丁目 123 番地 1
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 6 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社及び株式会社ギフティが提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 11 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される TOKYU POINT を利用した歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
東急株式会社
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 2 月 27 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイト及び連携するパートナーサイトを利用して納付されるマルチペイメント経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 2 月 26 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふるが提供するさとふるさと納税ポータルサイト及び連携するパートナーサイトを利用して納付される PayPay 経由決済分を除く歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13F
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 3 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 51 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイルが提供するポータルサイトを利用して納付される PayPay 決済経由分を除く歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷 3 丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 2 月 27 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 52 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふる及び株式会社アイモバイルが提供するさとふる納税ポータルサイトを利用して納付される PayPay 決済経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 3 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第53号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日
令和7年3月3日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
宇治浦田2、倭町、尾上、岡本2①、岡本2②、勢田1及び高向①
- 4 調査期間
令和7年3月31日から令和8年3月31日まで

伊勢市告示第 54 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、令和 7 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から 4 月 30 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 55 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 7 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 56 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

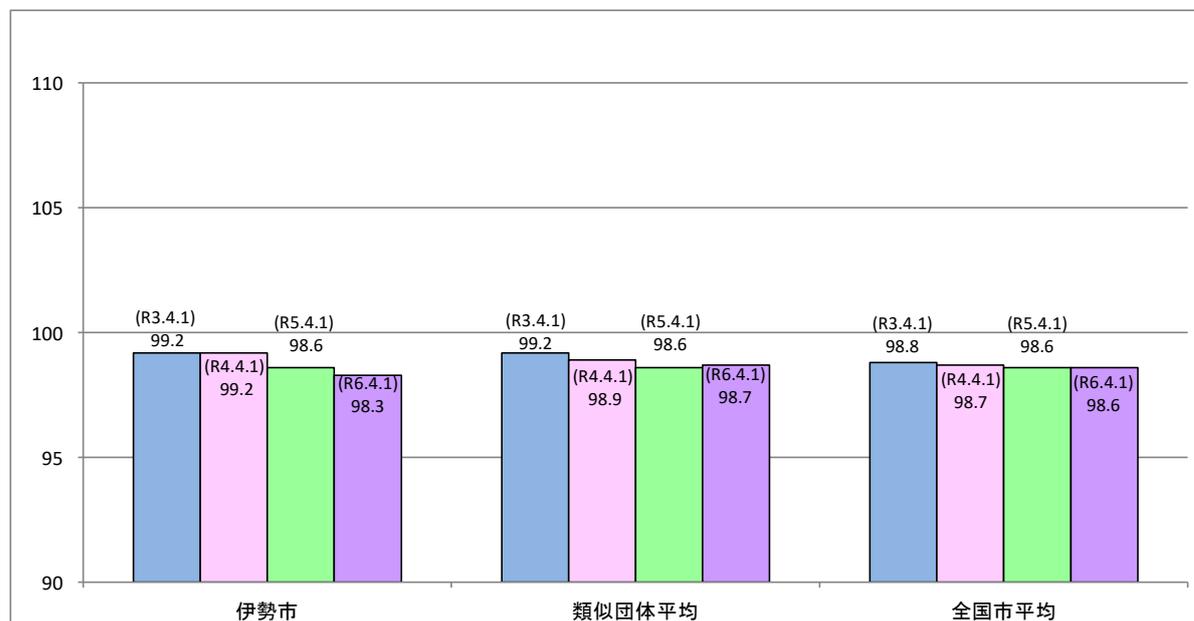
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度人件費率
5年度	人 120,306	千円 54,451,021	千円 326,772	千円 9,681,524	% 17.8	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 993	千円 3,745,413	千円 722,617	千円 1,507,296	千円 5,975,326	千円 6,017	千円 6,361

- (注) 1 職員手当には、退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和6年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	43.1 歳	328,300 円	391,387 円	351,049 円
三重県	43.5 歳	331,132 円	420,711 円	— 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	316,955 円	406,373 円	367,288 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.2歳	92人	298,300 円	322,686 円	309,093 円
うち用務員	57.2歳	10人	312,000 円	323,690 円	318,450 円
うち清掃職員	50.2歳	21人	303,600 円	338,090 円	313,214 円
うち学校給食調理員	46.3歳	25人	285,200 円	305,296 円	295,800 円
国	51.2歳	1,829人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	53.0歳	31人	316,762 円	372,923 円	354,212 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	205,300 円	196,200 円
	高校卒	176,100 円	173,800 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	173,700 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	213,200 円	— 円	— 円
	高校卒	187,300 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和6年4月1日現在)

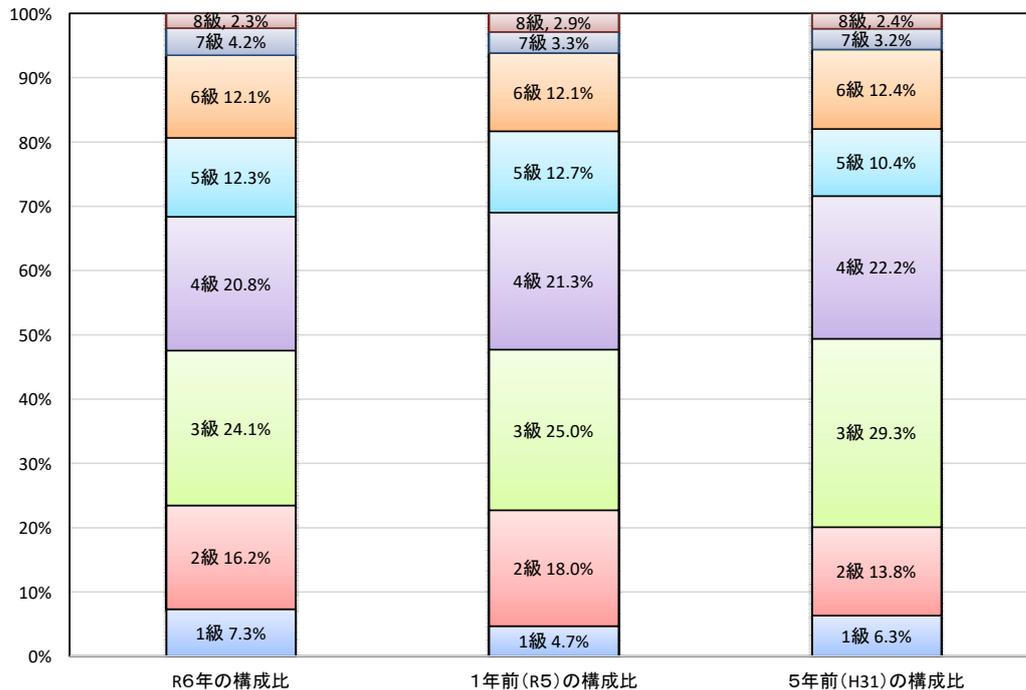
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,489 円	294,491 円	344,980 円
	高 校 卒	235,500 円	267,900 円	306,000 円
技能労務職	高 校 卒	240,050 円	254,433 円	318,933 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

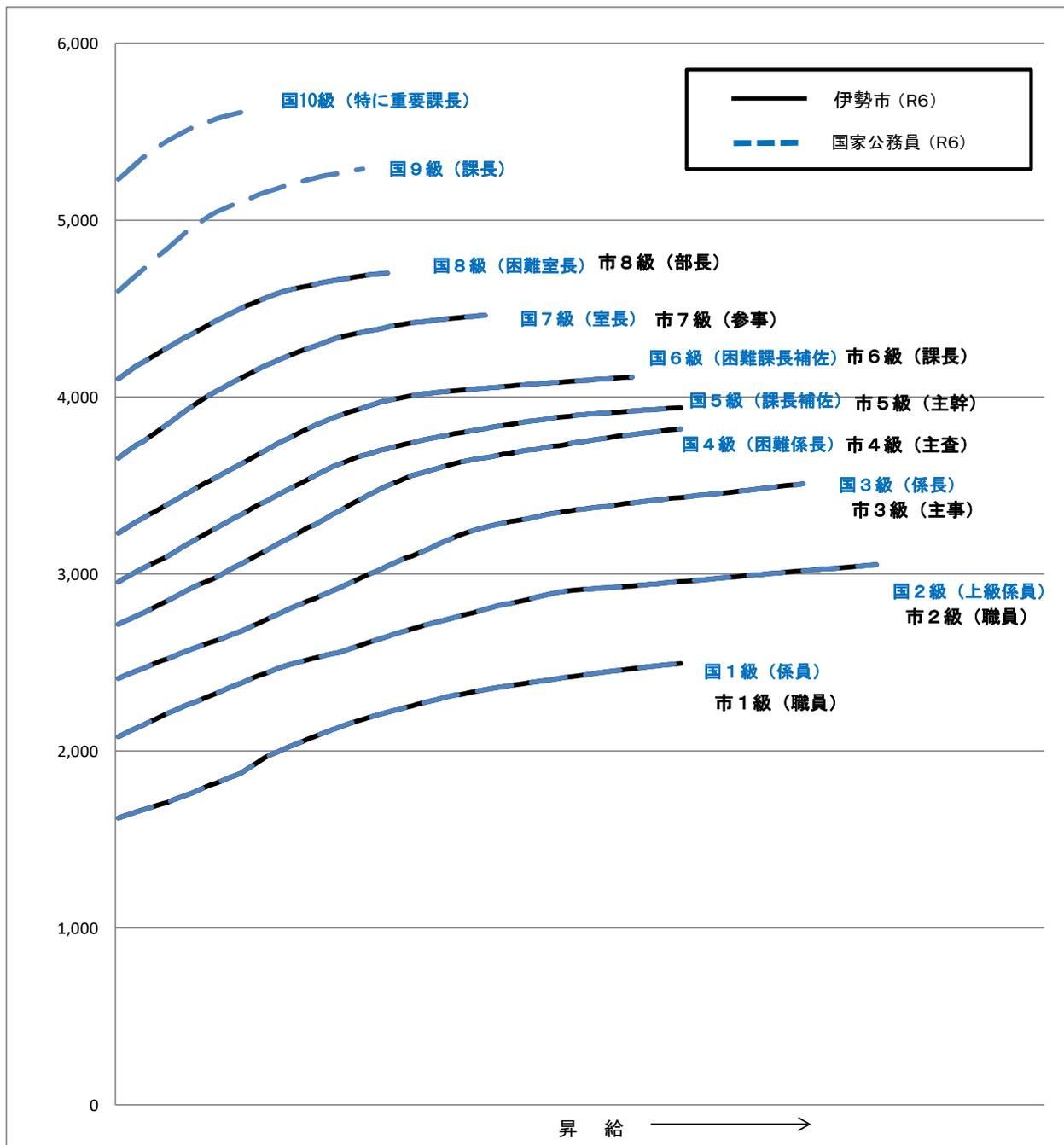
(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	35 人	7.3 %
2 級	職 員	78 人	16.2 %
3 級	主 事	116 人	24.1 %
4 級	係 長	100 人	20.8 %
5 級	課長補佐	59 人	12.3 %
6 級	課 長	62 人	12.9 %
7 級	次 長	20 人	4.2 %
8 級	部 長	11 人	2.3 %
合 計		481 人	100.0 %

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 再任用職員及び定年延長対象者は除いています。
 4 各欄の%を足した数値と、合計欄の%は端数処理の関係で一致しません。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/	○	/	○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,436 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,713 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額(自己都合等)		2,581 千円	1人当たり平均支給額(自己都合等)		2,581 千円
1人当たり平均支給額(定年・応募認定)		19,765 千円	1人当たり平均支給額(定年・応募認定)		19,765 千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		2,302 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		384 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	2 人	20 %
四級地(三重県鈴鹿市)	12 %	1 人	12 %
六級地(三重県津市)	6 %	3 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	27,349 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	32,404 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	32.3 %		
手当の種類(手当数)	10種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
児童発達支援センター勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・ごみ減量課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円
災害応急支援業務手当	全職員	災害対策基本法に規定する災害が発生した本市以外の地域に派遣されて行う応急対策に係る支援業務	日額 1,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	311,800 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	358 千円
支給実績(令和4年度決算)	333,647 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	380 千円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円) ・16～22歳の子に対し 5,000円加算 	同じ		111,786 千円	255,802 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象となる家賃の下限 12,000円 (国 16,000円) ・手当の上限 7,000円 (国 28,000円) 	48,334 千円	303,990 円
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <p>2km未満 支給無し</p> <p>2～3km未満 2,500円</p> <p>3～4km未満 3,500円</p> <p>4～5km未満 4,300円</p> <p>5～6km未満 4,600円</p> <p>6～7km未満 4,900円</p> <p>7～8km未満 5,200円</p> <p>8～10km未満 5,500円</p> <p>10～15km未満 7,600円</p> <p>15～20km未満 9,000円</p> <p>20～25km未満 10,400円</p> <p>25～30km未満 11,800円</p> <p>30～35km未満 13,200円</p> <p>35～40km未満 14,600円</p> <p>40～45km未満 15,900円</p> <p>45～50km未満 17,700円</p> <p>50～55km未満 19,500円</p> <p>55～60km未満 21,300円</p> <p>60km以上 23,100円</p>	異なる	<p>交通用具利用者</p> <p>2km未満…支給無し</p> <p>2～5km未満 …2,000円</p> <p>5～10km未満 …4,200円</p> <p>10～15km未満 …7,100円</p> <p>15～20km未満 …10,000円</p> <p>20～25km未満 …12,900円</p> <p>25～30km未満 …15,800円</p> <p>30～35km未満 …18,700円</p> <p>35～40km未満 …21,600円</p> <p>40～45km未満 …24,400円</p> <p>45～50km未満 …26,200円</p> <p>50～55km未満 …28,000円</p> <p>55～60km未満 …29,800円</p> <p>60km以上…31,600円</p>	62,186 千円	77,250 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		57,029 千円	449,045 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		27,862 千円	188,255 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	65,406 千円	600,055 円
管理職員特別勤務手当	<p>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 <p>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<p>(休祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 <p>(休祝日以外の日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	8,562 千円	167,883 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円/ 686,000 円
	副 市 長	780,000 円	880,000 円/ 680,000 円
	教 育 長	678,000 円	円
報酬	議 長	564,000 円	760,000 円/ 450,000 円
	副 議 長	506,000 円	670,000 円/ 400,000 円
	議 員	448,000 円	620,000 円/ 377,000 円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.50 月分	・役職加算 20%
	教 育 長	4.50 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	3.40 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.40 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎
	教 育 長	200/100×在職年数×給料月額	任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

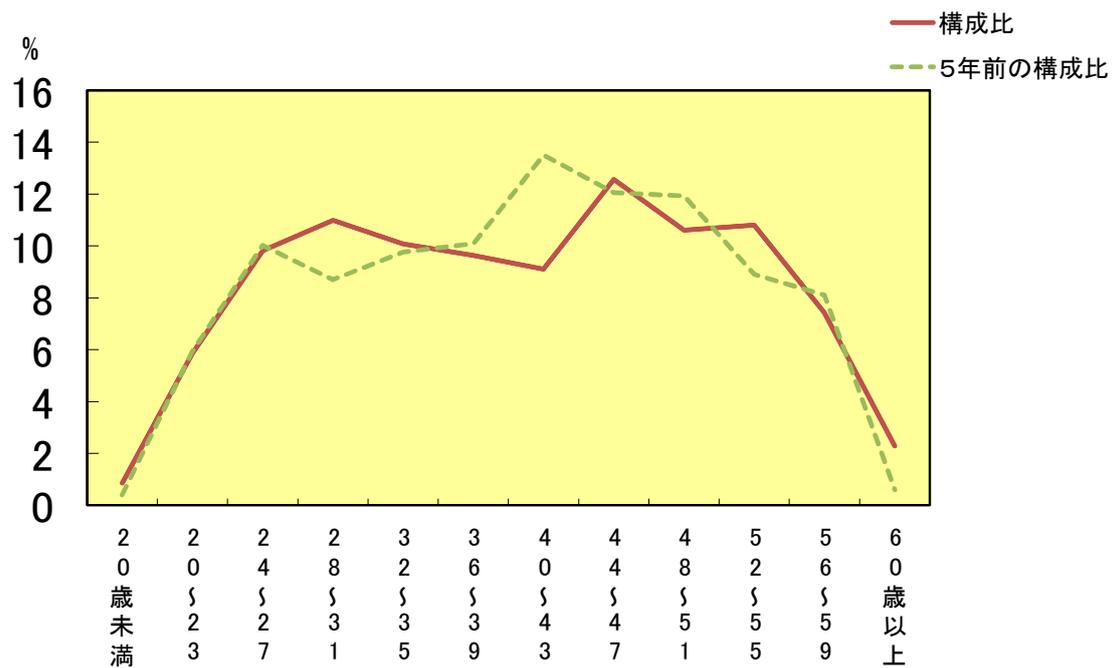
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
	総 務	174	170	4	
	税 務	52	49	3	
	民 生	262	248	14	
	衛 生	62	68	▲6	・コロナワクチン業務の見直しに伴う減員 ・子育て関連業務などによる増員
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	24	0	
	商 工 土 木	29 89	27 92	2 ▲3	
	小 計	701	687	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.27人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.35人)
特 別 行 部 門	教 育	110	106	4	
	消 防	207	200	7	・業務の見直しなどによる増員
	小 計	317	306	11	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	414	424	▲10	
	水 道	33	33	0	
	下 水 道	35	36	▲1	・業務の見直し、退職者未補充などによる減員
	そ の 他	37	38	▲1	
	小 計	519	531	▲12	
合 計		1,537 [1,772]	1,524 [1,772]	13 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.76人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～22歳	23歳～24歳	25歳～27歳	28歳～30歳	31歳～33歳	34歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	13	90	151	169	155	148	140	193	163	166	114	35	1,537		

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減数	(率)
一般行政	691	705	709	693	687	701	10	(1.4%)
教育	110	111	101	105	106	110	0	(0.0%)
消防	200	199	199	199	200	207	7	(3.5%)
普通会計計	1,001	1,015	1,009	997	993	1,018	17	(1.7%)
公営企業等会計計	516	533	546	541	531	519	3	(0.6%)
総合計	1,517	1,548	1,555	1,538	1,524	1,537	20	(1.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	2,259,294	246,788	185,895	8.2	7.9

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費61,861千円は含まれません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	35人	129,051	17,626	47,426	194,103	5,546	6,118

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	41.6 歳	318,947 円	477,103 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,248 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,436 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	
勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分		勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、管理職員を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度	47.709 月分 47.709 月分	最高限度	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 (自己都合等)	143千円	1人当たり平均支給額 (自己都合等)	2,581千円
(定年・応募認定)	0千円	(定年・応募認定)	19,765千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		1,172 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		46,896 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		65.8 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
		土地、建築物の取得、物件の移転、損失補償に係る被補償者等との交渉事務に従事した場合	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の工事、点検、検査に従事した場合	日額 300円
		特種現場(高所、深所)の業務に従事した場合	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	水源地に勤務する職員が、正規の勤務時間を休日、早番、遅番に割り振られ棟が勤務に従事した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、溝渠の清掃、処分の作業に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	10,832 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	328 千円
支給実績(令和4年度決算)	9,659 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	293 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			4,653 千円	216,419 円
住居手当	一般会計に同じ			816 千円	233,143 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,719 千円	75,511 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,052 千円	586,286 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			35 千円	17,250 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	4,374,937	△36,642	174,731	4.0	5.5

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 127,021千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	36人	144,215	17,066	58,494	219,775	6,105	6,023

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	41.9 歳	331,071 円	503,335 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,625 千円				1,436 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、管理職員を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合等)		0千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		2,581千円	
(定年・応募認定)		0千円		(定年・応募認定)		19,765千円	

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		32 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		6,300 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		14 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務に従事した場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
		土地、建築物の取得、物件の移転、損失補償に係る被補償者等との交渉事務に従事した場合	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事作業に従事したとき	一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の工事、点検、検査に従事した場合	日額 300円
		特殊現場(高所、深所)の業務に従事した場合	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、溝渠の清掃、処分の作業に従事した場合	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	8,028 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	272 千円
支給実績(令和4年度決算)	9,741 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	361 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,482 千円	267,390 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,864 千円	286,785 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,410 千円	97,419 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	3,708 千円	570,462 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	24 千円	16,000 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	8,884,645	▲ 181,666	4,469,367	50.3	51.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	425人	1,541,520	768,176	615,336	2,925,032	6,882	7,252

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市 (病院事業)	医 師	41.4 歳	557,951 円	1,500,666 円
	看護師	38.7 歳	302,729 円	468,655 円
	事務職	40.9 歳	326,115 円	530,612 円
事業者	65.0 歳		983,100 円	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市 (病院事業)				伊 勢 市 (一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
915 千円				1,436 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分	2.05 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.05 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(0.975) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(0.975) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、経営推進部管理職員等を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊 勢 市 (病院事業)				伊 勢 市 (一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合)		1,590千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		2,581千円	
(定年・応募認定)		18,959千円		(定年・応募認定)		19,765千円	

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
 2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		50,135 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		928,426 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	16 %	54 人	0 %

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		388,812 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		914,852 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		16種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師(研修医を除く。) 研修医	月額 200,000円 月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長及び薬剤部長 科部長及び科副部長 医長及び医員 研修医	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 月額 30,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師 医学の調査及び研究に従事する研修医	月額 180,000円 月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、一般技術員、栄養士及び看護補助者	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機をした場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき3,000円。ただし、研修医に医師にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
災害応急支援業務	職員	国等からの要請により災害発生地域に派遣された職員が、災害応急支援に係る業務に従事した場合	日額 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	206,644 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	496 千円
支給実績(令和4年度決算)	195,370 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	484 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			37,412 千円	246,132 円
住居手当	一般会計に同じ			27,691 千円	31,113 円
通勤手当	一般会計に同じ			25,352 千円	73,484 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・院長・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、医師部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 117,100円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) <ul style="list-style-type: none"> ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) <ul style="list-style-type: none"> ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	19,391 千円	969,550 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	同じ		312 千円	15,600 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			31,835 千円	180,881 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円 月3回以上31,500円 ・初期研修医 1回 21,000円 ・その他職員 1回 6,100円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 21,000円 ・その他病院職員 1回 6,100円 	14,502 千円	250,034 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 勤務時間休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）当たり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
一般行政など	24	16
教 育	1	1
病 院	26	13
消 防	4	1
合 計	55	31

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
一般行政など	0	0	15	15
教 育	0	0	5	5
病 院	0	0	3	3
消 防	0	0	0	0
合 計	0	0	23	23

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
一般行政など	0	2	0	1	3
教 育	0	0	0	0	0
病 院	0	0	0	0	0
消 防	0	2	0	0	2
合 計	0	4	0	1	5

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（令和5年度）

①市実施研修状況

研修名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
令和5年度 課長級研修（公務員倫理）	82	1
伊勢市人事評価者研修	16	1
伊勢市課題解決力向上研修	18	4
令和元年度新規採用職員研修（消防体験研修）	18	1
令和2年度新規採用職員研修（法制執務研修）	21	1
令和3年度新規採用職員研修（手話研修）	29	1
令和5年度新規採用職員研修（採用時研修）	38	5
令和5年度新規採用職員研修（総合案内研修）	17	1
ハラスメント防止研修	95	1
令和5年度財務・会計事務研修	143	1
令和5年度会計支払事務研修	139	1
人材育成カレッジ	549	38
計	1,165	

②派遣研修

派遣先	派遣人数
市町村アカデミー	3
国際文化アカデミー	1
日本経営協会（NOMA）	64
市町総合事務組合	112
その他研修	9
合計	189

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和5年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等に係る経費の一部を助成しています。	8,298千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和5年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 57 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供する LoGo フォームサービスに含まれるオンライン決済オプションにより納付される証明書等の交付に係る歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号 JR 東急目黒ビル 7 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
手数料及び郵送料
- 3 指定をした日
令和 7 年 3 月 25 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 58 号

令和 7 年 3 月 24 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 7 年度当初予算及び令和 6 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度 伊勢市一般会計予算

令和7年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,753,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		16,880,000
	1 市民税	7,444,000
	2 固定資産税	6,799,902
	3 軽自動車税	457,500
	4 市たばこ税	776,598
	5 入湯税	21,000
	6 都市計画税	1,381,000
2 地方譲与税		345,000
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	230,000
	3 森林環境譲与税	45,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		115,000
	1 配当割交付金	115,000
5 株式等譲渡所得割交付金		90,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	90,000
6 法人事業税交付金		340,000
	1 法人事業税交付金	340,000
7 地方消費税交付金		3,030,000
	1 地方消費税交付金	3,030,000
8 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		60,000
	1 環境性能割交付金	60,000
11 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		85,700
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	85,700

(単位：千円)

款	項	金額
12 地方特例交付金		90,001
	1 地方特例交付金	90,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1
13 地方交付税		11,760,000
	1 地方交付税	11,760,000
14 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
15 分担金及び負担金		689,334
	1 負担金	689,334
16 使用料及び手数料		317,303
	1 使用料	260,425
	2 手数料	56,878
17 国庫支出金		10,002,402
	1 国庫負担金	6,897,172
	2 国庫補助金	3,037,641
	3 委託金	67,589
18 県支出金		4,335,417
	1 県負担金	2,600,609
	2 県補助金	1,297,936
	3 委託金	436,872
19 財産収入		58,242
	1 財産運用収入	57,934
	2 財産売払収入	308
20 寄附金		640,001
	1 寄附金	640,001
21 繰入金		5,137,741
	1 基金繰入金	5,061,044
	2 特別会計繰入金	76,697
22 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		303,772
	1 議会費	303,772
2 総務費		6,523,012
	1 総務管理費	5,038,274
	2 徴税費	623,266
	3 戸籍住民基本台帳費	399,690
	4 選挙費	332,376
	5 統計調査費	97,241
	6 監査委員費	32,165
3 民生費		23,246,022
	1 社会福祉費	7,363,591
	2 老人福祉費	4,874,144
	3 児童福祉費	8,837,781
	4 生活保護費	2,070,828
	5 人権政策費	79,883
	6 国民年金事務費	19,795
4 衛生費		5,085,089
	1 保健衛生費	2,914,582
	2 清掃費	2,170,507
5 労働費		152,895
	1 労働諸費	152,895
6 農林水産業費		1,060,820
	1 農業費	904,445
	2 林業費	95,882
	3 水産業費	60,493
7 商工費		578,607
	1 商工費	578,607
8 観光費		634,044
	1 観光費	634,044
9 土木費		8,262,084
	1 土木管理費	483,529

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	2,516,306
	3 河川費	920,836
	4 港湾海岸費	39,692
	5 都市計画費	3,926,055
	6 住宅費	375,666
10 消防費		2,738,378
	1 消防費	2,738,378
11 教育費		6,546,772
	1 教育総務費	1,532,843
	2 小学校費	1,159,806
	3 中学校費	722,124
	4 幼稚園費	154,623
	5 社会教育費	1,646,685
	6 保健体育費	1,330,691
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,571,467
	1 公債費	5,571,467
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	60,753,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
市税等各種帳票印刷業務委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	123,900
市税等各種帳票読取入力業務委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和8年度	28,242
ふるさと応援寄附金サイト関連経費 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和8年度	161,000
GCFを活用した民間支援事業	自 令和7年度 至 令和8年度	5,000
いせファミリー・サポート・センター 事業運営委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和10年度	33,321
子育て世帯訪問支援事業委託	自 令和7年度 至 令和10年度	10,863
地域経済循環創造事業補助金 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和9年度	100,000
新産業創出支援事業補助金 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和8年度	2,000
観光客実態調査業務委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和8年度	5,399
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁下部工事) (P6、P7、P8) (令和7年度債務負担行為)	自 令和8年度 至 令和9年度	2,215,500
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁下部工事) (橋台)	自 令和8年度 至 令和8年度	94,500

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
高向小俣線道路整備工事に伴う J R 計 測 管 理 業 務 委 託	自 令和8年度 至 令和8年度	17,280
高向小俣線道路整備工事	自 令和8年度 至 令和8年度	108,000
景観形成推進事業補助金 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和8年度	4,000
学校図書館運営業務委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和10年度	282,480
奨学金返還支援事業補助金	自 令和7年度 至 債務完了の年度	30,000

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備事業債	135,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
市民活動センター整備事業債	732,800			
社会福祉施設整備事業債	66,200			
児童福祉施設整備事業債	28,000			
保健衛生施設整備事業債	2,100			
水道事業出資債	48,900			
労働施設整備事業債	85,500			
農地等整備事業債	101,500			

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
湛水防除施設 整備事業債	98,000			
漁港整備事業債	4,200			
道路等整備事業債	1,153,400			
河川整備事業債	618,600			
港湾海岸整備事業債	25,900			
都市施設整備事業債	404,500			
街路整備事業債	84,900			
公園整備事業債	36,000			
公営住宅整備事業債	64,400			
消防施設等整備事業債	166,000			
災害対策施設 整備事業債	110,500			
小学校教育施設等 整備事業債	405,200			
中学校教育施設等 整備事業債	273,800			
社会教育施設 整備事業債	231,200			
文化施設整備事業債	646,000			
保健体育施設 整備事業債	120,900			

令和7年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

令和7年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,417,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,134,829
	1 国民健康保険料	2,134,829
2 国民健康保険税		2
	1 国民健康保険税	2
3 県支出金		9,025,225
	1 県補助金	9,025,225
4 財産収入		1,317
	1 財産運用収入	1,317
5 繰入金		1,231,976
	1 他会計繰入金	901,976
	2 基金繰入金	330,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		24,332
	1 延滞金、加算金及び過料	12,251
	2 預金利子	80
	3 雑入	12,001
歳入合計		12,417,682

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		189,110
	1 総務管理費	177,607
	2 賦課徴収費	11,144
	3 運営協議会費	359
2 保険給付費		8,818,602
	1 療養諸費	7,552,952
	2 高額療養費	1,237,900
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	18,000
	5 葬祭諸費	9,600
	6 傷病手当金	50
3 国民健康保険事業費納付金		3,214,721
	1 医療給付費分	2,179,224
	2 後期高齢者支援金等分	769,757
	3 介護納付金分	265,740
4 保健事業費		177,754
	1 特定健康診査等事業費	153,708
	2 保健事業費	24,046
5 公債費		67
	1 公債費	67
6 諸支出金		7,428
	1 償還金及び還付加算金	6,111
	2 基金積立金	1,317
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		12,417,682

令和7年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 876, 335千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,673,788
	1 後期高齢者医療保険料	1,673,788
2 繰入金		2,200,176
	1 一般会計繰入金	2,200,176
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,361
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	50
	3 雑入	2,310
歳入合計		3,876,335

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		72,529
	1 総務管理費	65,627
	2 徴収費	6,902
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,800,483
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,800,483
3 公債費		3
	1 公債費	3
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,876,335

令和7年度 伊勢市介護保険特別会計予算

令和7年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,525,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		3,028,388
	1 介護保険料	3,028,388
2 国庫支出金		3,814,872
	1 国庫負担金	2,952,552
	2 国庫補助金	862,320
3 支払基金交付金		4,059,125
	1 支払基金交付金	4,059,125
4 県支出金		1,889,923
	1 県負担金	1,845,345
	2 県補助金	44,578
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,732,169
	1 一般会計繰入金	2,390,625
	2 基金繰入金	341,544
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		129
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	127
歳入合計		15,525,107

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		318,909
	1 総務管理費	238,100
	2 徴収費	14,778
	3 介護認定諸費	66,031
2 保険給付費		14,762,762
	1 介護サービス等諸費	14,762,762
3 地域支援事業費		359,438
	1 地域支援事業費	359,438
4 基金積立金		700
	1 基金積立金	700
5 公債費		500
	1 公債費	500
6 諸支出金		81,798
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 繰出金	76,697
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		15,525,107

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
第11次老人福祉計画・第10期 介護保険事業計画策定業務委託	自 令和8年度 至 令和8年度	5, 9 4 0

令和7年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

令和7年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ574,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		573,857
	1 事業収入	573,857
2 財産収入		670
	1 財産運用収入	670
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		574,538

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		574,475
	1 管理費	574,475
2 公債費		63
	1 公債費	63
歳 出	合 計	574,538

令和7年度 伊勢市土地取得特別会計予算

令和7年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 568,969千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		199,410
	1 財産運用収入	4,161
	2 財産売却収入	195,249
2 繰入金		369,557
	1 基金繰入金	369,557
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		568,969

令和7年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 89,425 人
	外 来 125,840 人
	健診・ドック 14,093 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 245 人
	外 来 520 人
	健診・ドック 51 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	8,519,150
第1項 医 業 収 益	7,129,734
第2項 健 診 収 益	396,024
第3項 医 業 外 収 益	963,794
第4項 特 別 利 益	29,598

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	8,890,989
第1項 医 業 費 用	8,462,864
第2項 健 診 費 用	252,131
第3項 医 業 外 費 用	174,894
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 314,457 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 314,457 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	697,335
第1項 負担金	264,949
第2項 企業債	400,000
第3項 寄附金	3,000
第4項 基金繰入金	24,960
第5項 投資償還金	864
第6項 固定資産売却代金	3,562

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	1,011,792
第1項 建設改良費	450,000
第2項 企業債償還金	508,008
第3項 投資	24,960
第4項 基金積立金	28,824

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム更新一式	自 令和7年度 至 令和8年度	580,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	400,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職員給与費			4,756,709
(2)	交際費			3,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			7,246
(2)	経営改善のための補助金			135,000
(3)	原油価格・物価高騰等緊急対策支援金			3,603

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,664,300千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種	類	名	称	数	量
器	械	備	品		
			診療用画像管理システム		一 式

令和7年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	57,995 戸
(2) 総 給 水 量	15,761 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,181 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 水源地施設更新事業	145,000
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	750,574
ウ 老朽管更新事業	599,959
エ 加圧施設更新事業	6,000
オ 庁舎建設事業	426,605

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,699,589
第1項 営業収益	2,390,911
第2項 営業外収益	308,678

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,609,020
第1項 営業費用	2,487,275
第2項 営業外費用	111,745
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,493,402千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	856,860
第1項 企業債	597,200
第2項 負担金	181,410
第3項 他会計補助金	29,350
第4項 出資金	48,900

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	2,350,262
第1項 建設改良費	1,942,300
第2項 償還金	407,962

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道施設運転管理業務委託	自 令和8年度 至 令和11年度	396,960
水道料金等包括業務委託	自 令和8年度 至 令和12年度	601,732
水道料金等コンビニエンスストア 収納代行業務委託	自 令和7年度 至 令和12年度	29,620
五十鈴川水源地更新詳細設計業務 委託	自 令和7年度 至 令和8年度	60,000
県道鳥羽松阪線配水本管布設替工 事	自 令和8年度 至 令和8年度	96,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
上水道事業	597,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	293,056

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,026千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

令和7年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	29,877 戸
(2) 総 排 水 量	7,324 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	20,066 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,828,434
イ 汚水管渠更新事業	102,000
ウ 処理場更新事業	10,000
エ 雨水管渠敷設事業	704,808
オ 雨水管渠更新事業	195,000
カ ポンプ場築造事業	30,000
キ ポンプ場更新事業	194,483
ク 庁舎建設事業	291,892

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	4,225,012
第1項 営業収益	1,574,917
第2項 営業外収益	2,650,095

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	3,952,016
第1項 営業費用	3,469,765
第2項 営業外費用	472,251
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,490,414千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	5,503,617
第1項 企 業 債	3,518,300
第2項 負 担 金	401,201
第3項 他 会 計 補 助 金	4,616
第4項 国 庫 補 助 金	1,579,500

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	6,994,031
第1項 建 設 改 良 費	5,082,034
第2項 企 業 債 償 還 金	1,910,908
第3項 諸 支 出 金	1,089

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
令和7年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 令和8年度 至 令和12年度	65
令和7年度水洗便所等改造資金助成金	自 令和7年度 至 令和8年度	3,300
令和7年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金	自 令和7年度 至 令和8年度	150
水道料金等包括業務委託	自 令和8年度 至 令和12年度	219,388
下水道使用料コンビニエンスストア収納代行業務委託	自 令和7年度 至 令和12年度	18,420
宇治館分区ほか汚水幹線築造工事	自 令和8年度 至 令和8年度	180,000
桧尻2号雨水幹線排水路築造工事	自 令和8年度 至 令和9年度	2,010,000
小林ポンプ場電気設備工事委託	自 令和8年度 至 令和8年度	247,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利率	償還の方法
流域関連公共 下水道事業	2,269,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。
宇治・中村特環 公共下水道事業	11,300			
流域下水道事業	717,300			
資本費平準化	500,000			
脱炭素化推進 事業	19,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	320,112

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、296,360千円である。

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、215,331千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、57,893,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		15,280,000	1,100,000	16,380,000
	1 市民税	6,190,000	844,000	7,034,000
	2 固定資産税	6,508,883	210,300	6,719,183
	3 軽自動車税	452,500	6,000	458,500
	4 市たばこ税	786,617	5,000	791,617
	5 入湯税	20,000	1,000	21,000
	6 都市計画税	1,322,000	33,700	1,355,700
2 地方譲与税		342,000	3,124	345,124
	3 森林環境譲与税	42,000	3,124	45,124
3 利子割交付金		5,000	2,000	7,000
	1 利子割交付金	5,000	2,000	7,000
4 配当割交付金		75,000	30,000	105,000
	1 配当割交付金	75,000	30,000	105,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000	40,000	90,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000	40,000	90,000
6 法人事業税交付金		300,000	40,000	340,000
	1 法人事業税交付金	300,000	40,000	340,000
7 地方消費税交付金		2,950,000	80,000	3,030,000
	1 地方消費税交付金	2,950,000	80,000	3,030,000
10 環境性能割交付金		40,000	15,000	55,000
	1 環境性能割交付金	40,000	15,000	55,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		86,101	228	86,329
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	86,101	228	86,329
12 地方特例交付金		930,001	△291,139	638,862
	1 地方特例交付金	930,000	△291,139	638,861

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		11,780,000	477,624	12,257,624
	1 地方交付税	11,780,000	477,624	12,257,624
14 交通安全対策特別 交付金		13,000	△3,837	9,163
	1 交通安全対策特別 交付金	13,000	△3,837	9,163
15 分担金及び負担金		647,240	△16,503	630,737
	1 負担金	647,240	△16,503	630,737
16 使用料及び手数料		314,537	△1,871	312,666
	1 使用料	262,393	△872	261,521
	2 手数料	52,144	△999	51,145
17 国庫支出金		10,519,921	△113,892	10,406,029
	1 国庫負担金	6,468,788	50,303	6,519,091
	2 国庫補助金	3,984,428	△154,671	3,829,757
	3 委託金	66,705	△9,524	57,181
18 県支出金		4,301,106	△157,617	4,143,489
	1 県負担金	2,646,615	29,290	2,675,905
	2 県補助金	1,363,844	△173,454	1,190,390
	3 委託金	290,647	△13,453	277,194
19 財産収入		225,322	34,441	259,763
	1 財産運用収入	47,884	4,299	52,183
	2 財産売払収入	177,438	30,142	207,580
21 繰入金		5,292,004	△1,476,259	3,815,745
	1 基金繰入金	5,217,454	△1,472,283	3,745,171
	2 特別会計繰入金	74,550	△3,976	70,574
23 諸収入		905,539	106,370	1,011,909
	1 延滞金、加算金及 び過料	5,000	8,000	13,000
	3 貸付金元利収入	16,880	△265	16,615
	4 受託事業収入	60,075	△16,807	43,268
	5 雑入	823,484	115,442	938,926

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		302,871	△2,088	300,783
	1 議会費	302,871	△2,088	300,783
2 総務費		4,867,783	204,846	5,072,629
	1 総務管理費	3,776,949	231,485	4,008,434
	2 徴税費	553,684	△3,804	549,880
	3 戸籍住民基本台帳費	353,889	△2,320	351,569
	4 選挙費	109,463	△18,112	91,351
	5 統計調査費	36,831	△1,964	34,867
	6 監査委員費	36,967	△439	36,528
3 民生費		24,334,792	△10,130	24,324,662
	1 社会福祉費	9,098,043	△110,667	8,987,376
	2 老人福祉費	4,792,055	△25,180	4,766,875
	3 児童福祉費	8,134,267	221,284	8,355,551
	4 生活保護費	2,217,840	△95,000	2,122,840
	5 人権政策費	69,751	△567	69,184
4 衛生費		5,451,526	△69,893	5,381,633
	1 保健衛生費	3,258,988	△66,612	3,192,376
	2 清掃費	2,192,538	△3,281	2,189,257
5 労働費		65,011	△3,192	61,819
	1 労働諸費	65,011	△3,192	61,819
6 農林水産業費		1,171,479	△269,896	901,583
	1 農業費	806,693	△19,540	787,153
	2 林業費	82,446	0	82,446
	3 水産業費	282,340	△250,356	31,984
7 商工費		377,212	△19,727	357,485
	1 商工費	377,212	△19,727	357,485
8 観光費		528,296	△15,942	512,354
	1 観光費	528,296	△15,942	512,354
9 土木費		8,146,030	12,031	8,158,061
	1 土木管理費	398,535	57,169	455,704

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
3 民生費	1 社会福祉費	定額減税補足給付金	100,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	11,700
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	17,489
		農業用排水路整備事業	16,800
		農地中間管理機構 関連農地整備事業	3,000
		農村地域防災減災事業	8,840
		排水機維持管理経費 (機能更新)	50,088
7 商工費	1 商工費	企業立地推進事業	11,760
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	63,202
	2 道路橋梁費	新ごみ処理施設整備関連 周辺環境整備事業 (道路新設改良費)	25,852
		橋梁維持事業	23,240
		新ごみ処理施設整備関連 周辺環境整備事業 (道路整備事業費)	3,235

款	項	事業名	金額 (千円)
9 土木費	4 港湾海岸費	港湾海岸事業	15,240
	5 都市計画費	公園整備事業	9,511
		公園維持事業	22,350

変更

款	項	事業名	区分	金額 (千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	補正前	1,493,214
			補正後	1,674,471
	3 河川費	河川改良事業	補正前	72,955
			補正後	99,415
		排水施設整備事業	補正前	32,900
			補正後	139,720
	5 都市計画費	街路整備事業	補正前	86,000
			補正後	176,934
	6 住宅費	住宅対策事業	補正前	19,000
			補正後	72,568

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
離宮の湯管理運営委託	自 令和6年度 至 令和7年度	14,509

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
行政情報パソコン等更新事業	自 令和6年度 至 令和7年度	85,756	自 令和6年度 至 令和7年度	53,086
一般廃棄物収集運搬業務委託 (その1) (令和6年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和9年度	65,317	自 令和6年度 至 令和9年度	58,740
地域経済循環創造事業補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	100,000	自 令和6年度 至 令和8年度	100,000

第 4 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
公共事業等債	1,167,400	1,164,400
公営住宅整備事業債	59,100	53,400
学校教育施設等整備事業債	156,300	137,000
社会福祉施設整備事業債	33,600	2,300

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
一般補助施設整備事業債	6,200	11,300
一般単独事業債	149,200	93,300
地域活性化事業債	67,600	84,100
防災対策事業債	40,000	26,100
地方道路等整備事業債	263,400	239,600
緊急防災・減災事業債	118,500	109,200
公共施設等適正管理推進事業債	22,900	18,900
脱炭素化推進事業債	11,400	15,500
緊急自然災害防止対策事業債	1,003,200	1,020,600
緊急浚渫推進事業債	42,600	37,600
こども子育て支援事業債	27,600	68,300
水道事業出資債	46,500	28,300
臨時財政対策債	100,000	122,600

令和6年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、11,615千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,683,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,090,619	38,459	2,129,078
	1 国民健康保険料	2,090,619	38,459	2,129,078
2 国民健康保険税		2	139	141
	1 国民健康保険税	2	139	141
3 県支出金		9,254,204	796	9,255,000
	1 県補助金	9,254,204	796	9,255,000
5 繰入金		1,303,446	△48,009	1,255,437
	1 他会計繰入金	901,806	14,877	916,683
	2 基金繰入金	401,640	△62,886	338,754
7 諸収入		28,382	△3,000	25,382
	1 延滞金、加算金及び過料	17,351	△3,000	14,351
歳入合計		12,695,393	△11,615	12,683,778

令和6年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、118,221千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,908,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,610,835	△21,478	1,589,357
	1 後期高齢者医療保険料	1,610,835	△21,478	1,589,357
2 繰入金		2,177,485	△18,682	2,158,803
	1 一般会計繰入金	2,177,485	△18,682	2,158,803
3 繰越金		10	64,506	64,516
	1 繰越金	10	64,506	64,516
4 諸収入		2,311	93,875	96,186
	1 延滞金、加算金及び過料	1	112	113
	2 雑入	2,310	93,716	96,026
	3 預金利子	0	47	47
歳入合計		3,790,641	118,221	3,908,862

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		64,163	△701	63,462
	1 総務管理費	57,980	△701	57,279
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,723,156	19,011	3,742,167
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,723,156	19,011	3,742,167
4 諸支出金		2,320	99,911	102,231
	1 償還金及び還付加 算金	2,320	99,911	102,231
歳 出 合 計		3,790,641	118,221	3,908,862

令和6年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、369,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,661,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,780,521	258,346	3,038,867
	1 介護保険料	2,780,521	258,346	3,038,867
2 国庫支出金		3,733,906	△102,748	3,631,158
	1 国庫負担金	2,881,519	△226,433	2,655,086
	2 国庫補助金	852,387	123,685	976,072
3 支払基金交付金		3,963,272	△16,512	3,946,760
	1 支払基金交付金	3,963,272	△16,512	3,946,760
4 県支出金		1,846,100	202,830	2,048,930
	1 県負担金	1,800,949	206,442	2,007,391
	2 県補助金	45,151	△3,612	41,539
5 財産収入		500	73	573
	1 財産運用収入	500	73	573
6 繰入金		2,827,795	△273,279	2,554,516
	1 一般会計繰入金	2,358,627	9,196	2,367,823
	2 基金繰入金	469,168	△282,475	186,693
7 繰越金		140,517	298,635	439,152
	1 繰越金	140,517	298,635	439,152
8 諸収入		144	1,866	2,010
	1 延滞金、加算金及び過料	1	205	206
	2 預金利子	1	123	124
	3 雑入	142	1,538	1,680
歳入合計		15,292,755	369,211	15,661,966

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		300,392	△12,362	288,030
	1 総務管理費	224,539	△10,612	213,927
	3 介護認定諸費	61,856	△1,750	60,106
2 保険給付費		14,407,595	385,223	14,792,818
	1 介護サービス等諸費	14,407,595	385,223	14,792,818
3 地域支援事業費		359,774	253	360,027
	1 地域支援事業費	359,774	253	360,027
4 基金積立金		500	73	573
	1 基金積立金	500	73	573
6 諸支出金		223,094	△3,976	219,118
	2 繰出金	74,550	△3,976	70,574
歳 出 合 計		15,292,755	369,211	15,661,966

令和6年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第4号）

令和6年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、49,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、608,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		279	△39	240
	1 財産運用収入	279	△39	240
3 繰越金		981	49,697	50,678
	1 繰越金	981	49,697	50,678
歳入合計		558,405	49,658	608,063

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業 費		558,404	49,658	608,062
	1 管理費	558,404	49,658	608,062
歳 出 合 計		558,405	49,658	608,063

令和6年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和6年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、250,048千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、280,710千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		28,254	18,603	46,857
	1 財産運用収入	3,087	138	3,225
	2 財産売却収入	25,167	18,465	43,632
2 繰入金		502,502	△271,916	230,586
	1 基金繰入金	502,502	△271,916	230,586
3 繰越金		1	3,265	3,266
	1 繰越金	1	3,265	3,266
歳入合計		530,758	△250,048	280,710

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		530,758	△250,048	280,710
	1 管理費	28,256	21,868	50,124
	2 事業費	502,502	△271,916	230,586
歳出合計		530,758	△250,048	280,710

令和6年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	89,790人	△ 5,294人	84,496人
	外来	126,360人	△ 925人	125,435人
	健診・ドック	14,153人	218人	14,371人
(3) 1日平均患者数	入院	246人	△ 15人	231人
	外来	520人	△ 4人	516人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,481,832	△ 112,201	8,369,631
第1項	医療収益	6,939,675	△ 137,276	6,802,399
第2項	健診収益	382,464	21,754	404,218
第3項	医療外収益	1,159,593	3,321	1,162,914

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,969,581	△ 20,456	8,949,125
第1項	医療費用	8,564,984	△ 28,526	8,536,458
第2項	健診費用	228,341	△ 1,189	227,152
第3項	医療外費用	175,156	9,259	184,415

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 284,325千円は、当年度分損益勘定留保資金等 284,325千円で補填するものとする。) (単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 収 入	510,334	28,173	538,507
第1項	負 担 金	240,162	840	241,002
第3項	寄 附 金	3,000	9,286	12,286
第4項	基 金 繰 入 金	25,380	840	26,220
第5項	投 資 償 還 金	1,792	13,687	15,479
第6項	国 庫 補 助 金	0	3,520	3,520

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資 本 的 支 出	798,336	24,496	822,832
第3項	投 資	25,380	840	26,220
第4項	基 金 積 立 金	22,192	23,656	45,848

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職 員 給 与 費	4,708,124	△ 61,281	4,646,843

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,634,600	57,200	1,691,800

令和6年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	58,028 戸	△121 戸	57,907 戸
(2) 総 給 水 量	15,491 千m ³	423 千m ³	15,914 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	42,441 m ³	1,159 m ³	43,600 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 水源地施設更新事業	63,300 千円	△2,686 千円	60,614 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	712,568 千円	234,068 千円	946,636 千円
オ 庁舎建設事業	371,788 千円	△18,161 千円	353,627 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,720,373	20,651	2,741,024	
第1項 営業収益	2,416,320	8,395	2,424,715	
第2項 営業外収益	304,053	△3,386	300,667	
第3項 特別利益	0	15,642	15,642	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,598,266	△40,365	2,557,901	
第1項 営業費用	2,460,081	△34,095	2,425,986	
第2項 営業外費用	128,185	△6,270	121,915	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,296,030千円」を「1,356,369千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	795,340	137,360	932,700
第1項	企業債	546,000	50,200	596,200
第2項	負担金	180,197	31,600	211,797
第4項	出資金	46,500	△18,200	28,300
第5項	補助金	0	73,760	73,760

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,091,370	197,699	2,289,069
第1項	建設改良費	1,679,883	207,699	1,887,582
第2項	償還金	411,487	△10,000	401,487

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
上水道事業	546,000	596,200

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	298,098	△14,395	283,703

令和6年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	28,808 戸	668 戸	29,476 戸
(2) 総排水量	7,128 千m ³	104 千m ³	7,232 千m ³
(3) 一日平均排水量	19,529 m ³	285 m ³	19,814 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,403,428 千円	△213,900 千円	2,189,528 千円
イ 汚水管渠更新事業	77,000 千円	△44,507 千円	32,493 千円
オ 雨水管渠更新事業	93,600 千円	△800 千円	92,800 千円
カ ポンプ場築造事業	22,000 千円	△15,000 千円	7,000 千円
キ ポンプ場更新事業	621,259 千円	△46,200 千円	575,059 千円
ク 庁舎建設事業	257,887 千円	△22,919 千円	234,968 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	4,107,499	119,523	4,227,022
第1項 営業収益	1,541,112	△7,404	1,533,708
第2項 営業外収益	2,566,387	30,365	2,596,752
第3項 特別利益	0	96,562	96,562

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,883,505	△61,023	3,822,482
第1項 営業費用	3,405,364	△54,197	3,351,167
第2項 営業外費用	468,141	△6,826	461,315

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,626,849千円」を「1,588,278千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的収入	4,531,007	△445,250	4,085,757	
第1項 企業債	2,816,100	△298,200	2,517,900	
第2項 負担金	363,907	△13,400	350,507	
第3項 国庫補助金	1,351,000	△133,650	1,217,350	

(単位 千円)

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	6,157,856	△483,821	5,674,035	
第1項 建設改良費	4,278,635	△483,821	3,794,814	

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化 推進事業	10,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,993,800	1,826,700
宇治・中村特環公共下水道事業	12,000	10,400
流域下水道事業	510,300	369,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	312,714	△19,768	292,946

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	313,182	40,802	353,984

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、45,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、57,938,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

伊勢市告示第 59 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

2 委託した公金事務に係る歳入等

次に掲げる施設に係る使用料

- (1) 伊勢市市営庭球場
- (2) 伊勢市倉田山公園野球場
- (3) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (4) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター

3 委託をした日

令和7年3月14日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和7年3月21日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和7年3月27日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第10号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について

議案第11号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について

議案第12号 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について

議案第13号 令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
83	ユタカ設備	伊勢市村松町 1389番地43	令和6年12月31日

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和7年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
429	株式会社 下村屋	多気郡大台町 佐原474番地1	令和7年3月7日	令和12年3月6日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
430	K・C PLUMBER	伊勢市村松町 752 番地 2	令和 7 年 2 月 28 日	令和 12 年 2 月 27 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
431	株式会社 那珂技建工業	津市久居元町 2361 番地 2	令和 7 年 3 月 14 日	令和 12 年 3 月 13 日

伊勢市公告第 15 号

伊勢市地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該計画の案を公告の日から 2 週間縦覧に供します。

当該計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

令和 7 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域計画を定めようとする地域
栗野町、磯町、津村町、中須町及び植山町
- 2 縦覧期間
自 令和 7 年 3 月 17 日
至 令和 7 年 3 月 31 日
- 3 伊勢市地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
伊勢市産業観光部 農林水産課
郵送 〒516-8601
伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-21-5645
F A X 0596-21-5651
電子メール nourin@city.ise.mie.jp
- 4 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項
意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあって

は、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号)を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

伊勢市公告第 16 号

公 示 送 達

下記の者の令和 6 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

省略	省略

伊勢市公告第 17 号

公 示 送 達

下記の者の令和 6 年度軽自動車税（種別割）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 3 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 18 号

第 3 期伊勢市環境基本計画を変更しましたので、伊勢市環境基本条例（平成 17 年伊勢市条例第 134 号）第 8 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 19 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
野依ふれあい公園	伊勢市西豊浜町字田垣外 79 番 2 ほか

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 28 日

伊勢市公告第 20 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 21 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり栗野町、磯町、津村町、中須町及び植山町に係る伊勢市地域計画を定めましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 22 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 4 項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 職権消除年月日

令和 7 年 3 月 28 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
省略	省略

伊勢市公告第 23 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度国民健康保険料通知書兼変更通知書及び令和 6 年度国民健康保険料納入通知書兼変更通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 24 号

伊勢市において宿泊税を導入したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方についてを公表します。

なお、伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する資料

伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市産業観光部観光振興課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和7年4月1日（火）

至 令和7年4月30日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げる者のほか、1の資料の内容に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市の宿泊税導入に向けた

考え方について」に対する意見として伊勢市産業観光部観光振興課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市産業観光部観光振興課 伊勢市役所本庁舎東館3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 観光振興課

ファクシミリ 0596-21-5651

電子メール kanko-sinko@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/963260>

(3) 意見の提出期限

令和7年4月30日（水）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市産業観光部観光振興課 電話 0596-21-5566

伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和7年3月26日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	中	村	功

令和 6 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	3 頁
6	監 査 委 員 の 交 代 及 び 除 斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	(1) 全 体 の 部 署 で 注 意 を 要 す る 事 項	3 頁
	(2) 各 部 署 に 個 別 に 認 め ら れ た 事 項	
	検 査 室	4 頁
	総 務 部	4 頁
	危 機 管 理 部	5 頁
	情 報 戦 略 局	5 頁
	資 産 経 営 部	5 頁
	環 境 生 活 部	6 頁
	健 康 福 祉 部	7 頁
	産 業 観 光 部	8 頁
	都 市 整 備 部	9 頁
	総 合 支 所	10 頁
	会 計 課	11 頁
	議 会 事 務 局	11 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	11 頁
	監 査 委 員 事 務 局	12 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	12 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	12 頁
	上 下 水 道 部	12 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	13 頁
	消 防 本 部 (署)	14 頁
8	む す び	14 頁
9	工 事 監 査	15 頁

令和6年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和7年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 中 村 功

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和6年10月10日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和6年10月11日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和6年10月15日	総務課 職員課 課税課 収納推進課
令和6年10月16日	契約課 営繕課 検査室
令和6年10月18日	ごみ減量課 環境課
令和6年10月22日	デジタル政策課 企画調整課 広報広聴課 財政課
令和6年10月23日	文化政策課 秘書課 資産経営課 会計課
令和6年10月29日	市立伊勢総合病院
令和6年10月30日	危機管理課 防災施設整備課 戸籍住民課 人権政策課
令和6年10月31日	医療保険課 市民交流課 生活支援課
令和6年11月1日	おおぞら児童園 しごうこども園 保育所しらとり園 保育所ゆりかご園

令和6年11月6日	子育て応援課 保育課
令和6年11月11日	観光振興課 観光誘客課 議会事務局 監査委員事務局
令和6年11月12日	健康課 こども発達支援室 福祉総合支援センター
令和6年11月13日	福祉総務課 福祉監査室 農業委員会事務局
令和6年11月14日	高齢・障がい福祉課 介護保険課
令和6年11月15日	商工労政課 農林水産課
令和7年1月14日	監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課
令和7年1月17日	維持課 用地課 住宅政策課 選挙管理委員会事務局
令和7年1月21日	教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 御園総合支所生活福祉課
令和7年1月24日	社会教育課 スポーツ課 教育研究所 小俣総合支所生活福祉課
令和7年1月28日	水道事業 下水道事業 二見総合支所生活福祉課
令和7年1月30日	修道小学校 五十鈴中学校 有緝小学校 倉田山中学校
令和7年1月31日	御園小学校 みなと小学校 佐八小学校 上野小学校
令和7年2月4日	小俣小学校 小俣中学校 城田小学校
令和7年2月7日	工事監査（上下水道総務課 伊勢市上下水道部庁舎建設工事〔建築工事・電気設備工事・機械設備工事〕）
令和7年2月18日	消防本部（署）

3 監査の範囲

令和6年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報管理及び職

員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

工事監査については、令和6年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査を実施した。

6 監査委員の交代及び除斥

市議会議員の内から選任された委員として、令和6年12月3日までは井村 貴志委員が、令和6年12月4日からは中村 功委員が監査を行った。

また、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については議員選任の監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。

なお、簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(1) 全ての部署で注意を要する事項

以下は、複数の部署で認められた事例及び複数の部署に関連する事項であり、事務の執行にあたっては、全ての部署で注意をお願いしたい。

- ① 公金の盗難事件が生じた。また、減少しつつも、支払遅延や支払失念といったミスが繰り返し生じており、予算単年度主義の趣旨を逸脱すると思われる支払事例も見られた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律を逸脱したような事務行為に対し、事業者から改善を要望する投書もあった。それらの要因を分析すると、公金取扱いに対しての規範意識の希薄性が認められる。職員一人一人が、公金取扱いの重要性を改めて認識し、適切な管理に努めていただきたい。
- ② 政策の実施方法に費用対効果に欠けるものや目的目標が漠然としたものが見られた。政策の実施や継続に際し、漫然と事業を進めるのではなく、目標の明確化と十分な効果検証を行い、事業の選択や集中に努めていただきたい。
- ③ 事業に関し、各部署に共通する事項についての指針が発出されているが、職員の理解不足により、指針どおりにされていない事例が見られる。指針に相違する場合には、起案文書にその理由を明示すべきと考えるので、改善されたい。また、一覧の作成や格納場所の集約等により、わかりやすくするよう工夫願いたい。
- ④ 補助金や寄附等は、公益性が認められる場合のみ実施が可能である。起案文書にその公益性について記述し、その必要性について記録することで説明責任を果たすよう努められたい。また、用途や成果が十分に確認されていない事例が認められた。交付して終わりとするのではなく、絶えずその検証を行っていただきたい。

- ⑤ 負担金の名目で支出しているものの、実態は補助金として給付すべきと考えられる事例が多く見られる。補助金であれば、補助金規則があり、それに基づき規律や規範性が求められるが、負担金にはそうした規程がなく、その管理が十分になされていない。公金支出の管理リスクの観点から、補助金規則に基づいて支出することを検討いただきたい。
- ⑥ 事務補助を行っている団体について、多くの団体で決裁規程や経理規程が定められていない。適切な事務の執行のため必要と考えるので、整備することを考慮いただきたい。また、その経理は、市の会計審査を経ておらず、内部統制の強化が必要と考えるので検討いただきたい。
- ⑦ 指定管理者制度の採用によって、費用が増加している事例が見られる。民間ノウハウの活用による稼働率の向上や経費の最少化は制度の目的とするところであるが、その趣意が十分に生かされていないと考えられる。更新にあたっては、今一度その在り方を検証し、目的面や経費面からも検討されることをお願いしたい。

(2) 各部署に個別に認められた事項

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。
なお、収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【総務課】

(意見)

- ① 毎年度、全庁的に同じような事務ミスが繰り返されている。抜本的な対策として、地方自治法上の内部統制に準じた制度を整えることも一方法と考える。ミスの減少は、公共サービスの信頼度の向上や経費の削減に繋がるものである。検討いただきたい。

【職員課】

(指摘事項)

- ① 所得税及び住民税の支払期日を遅延し、延滞税（金）が発生した事例が生じている。再発防止に努め、適正な事務処理に努められたい。
- ② 時間外勤務が月 80 時間を超える職員が見受けられる。大幅な業務分担変更や人材育成基本方針の改訂が要因であるが、常態化することのないよう、その対応を工夫され、削減に努められたい。

【課税課】

(指摘事項)

- ① 時間外勤務が月 80 時間を超える職員が見受けられる。大規模な税制改正に伴う短期の事務輻輳が主な要因であるが、その対応を工夫され、削減に努められたい。

(意見)

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

なお、防災施設整備課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【危機管理課】

(意見)

- ① 地震、水害や事故等について、自助・共助・公助に区分した対応を時系列で想定する等の取り組みを進めていただいていることには安心を覚える。ただし、各チームを設けて検討されている発災時の対応については、その統括事務を一段と進めていただくことをお願いしたい。

情報戦略局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

なお、秘書課、デジタル政策課、広報広聴課及び文化政策課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【企画調整課】

(意見)

- ① 市民への行政アンケートは、伊勢市 LINE 公式アカウント登録者が中心となっている。その登録者が未だ市民全体に占める割合が十分でないことを考慮し、偏りがないうよう分析を望みたい。

【財政課】

(意見)

- ① 日本銀行の政策金利引き上げにより、市中金利の一段の上昇が予想されている。資金運用については、金利の推移を注視しつつ、資金需要との適切なマッチングを考慮して、対応いただきたい。

資産経営部

資産経営課 契約課 営繕課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見は次に述べるとおりである。

なお、営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【資産経営課】

(意見)

- ① 市は、「ゼロカーボンシティいせ」を表明した。庁舎や多くの公用車を管理する部署として、その実現に向けた行程を環境課と協議し、実現への取組みを示していただきたい。

【契約課】

(意見)

- ① 契約保証金の返還について、工事請負費の支払日の前日としているが、請負業者の負担等を考慮すると早期に返還することが望ましいと考える。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所（9箇所）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、ごみ減量課及び支所（9箇所）については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【市民交流課】

(指摘事項)

- ① 時間外勤務が月 80 時間を超える職員が見受けられる。伊勢まつりの準備やコロナ禍収束に伴う地域活動事業に係る事務作業の増加等が要因である。前年度に引き続き、日常的に時間外勤務が非常に多く、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

(意見)

- ① まちづくり協議会について、労働関連帳簿の整備や備え付けの具体的な指導が必要と考える。また、多額の補助金が交付されていることを鑑み、団体自身のチェック機能向上のため、条例でもって監査担当職の設置を義務付けてはどうかと考える。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【戸籍住民課】

(意見)

- ① 窓口業務の見直し案への努力は多とするも、そうした投資が必ずしも経費削減等、費用対効果に繋がっていない。サービス向上の尺度も難しい面があるが、考慮いただきたい。

【人権政策課】

(意見)

- ① 前年度に購入し、残った学生ボランティア配布用の図書カードについて、保管分を新年度の事業に使用する旨を起案文書に明記しておくべきと考える。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【環境課】

(意見)

- ① 市は、「ゼロカーボンシティいせ」を表明した。所管課として、市全体での組織づくり及び行程表の作成を進め、実現への取組みを示していただきたい。また、伊勢地域全体、ひいては広域での取組み課題とすべきものとするので、民間組織を含めた関係団体とも協働して進めていただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課
福祉総務課 福祉総合支援センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室
福祉監査室 保育所(3園) おおぞら児童園

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、医療保険課、介護保険課、福祉総合支援センター、こども発達支援室、福祉監査室、保育所(3園)及びおおぞら児童園については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【健康課】

(指摘事項)

- ① 前年度に受領した検診料の収入を失念し、金庫内で保管していた事例が生じている。管理体制の改善を図り、再発防止を徹底されたい。
- ② 休日・夜間応急診療所において、現金の盗難事故が生じている。状況に斟酌する点はあるものの、管理体制の見直しに努められたい。

(意見)

- ① コロナ禍は市政に大きな衝撃を与えた事象であった。後代の感染症の発生に備え、情報を整理し、次の感染症発生時に活用できるように記録しておくべきと考える。一考いただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【高齢・障がい福祉課】

(指摘事項)

- ① 老人保護措置費負担金について、調定処理が直ちに行われていない事例が認められた。適正に処理されたい。

(意見)

- ① 防災ささえあい名簿の登録希望確認について、75歳時のみ実施している。以後の希望変更のフォロー方法について検討をお願いしたい。

【生活支援課】

(指摘事項)

- ① 督促状の納付期限が、条例に規定された期限を越えている事例が認められた。適正な事務処理に努められたい。

【福祉総務課】

(意見)

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【子育て応援課】

(指摘事項)

- ① 放課後児童クラブの利用料金の取扱について、収入金を受託者収入としている等、適正と考えられない事例が認められた。指定管理者制度における利用料金制及び業務委託における収納委託について、条例整備等を行い、適正な事務処理をされたい。

【保育課】

(意見)

- ① 小俣子育て支援センター及び御園子育て支援センターの責任者を近隣の保育園の園長が兼務している。同支援センターは、保育所とは所在地が異なっており、安全管理、緊急時の対応、また勤務者の心理負担面から、単独の責任者を配置すべきと考えるので検討いただきたい。
- ② 民間施設を含む保育所現場では、視座・視点が異なる場合がある。職員管理等、現場の負担軽減に保育課のサポートは欠かせず、現場との対話を絶やさないようお願いしたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【商工労政課】

(意見)

- ① 伊勢のお店応援商品券事業の実施にあたり、再委託先の増加は、検査の複雑化、事業費の増加のリスクを内包している。今後の事業実施にあたっては、考慮いただきたい。

【農林水産課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体において、未払事例が認められた。適切にチェックを行うことにより防ぐことができたものである。再発防止に努められたい。また、当該団体の経理は、市の会計審査を経ることのないものであり、事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。

(意見)

- ① 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設におけるキャッシュレス決済手数料の補填は、実質、物品委託販売の納入者支援となっていると考える。本事業は、指定管理者を対象とすべきであり、納入者支援は別途補助金制度により対応すべきと考える。

【観光振興課】

(指摘事項)

- ① 手荷物預かり所業務委託について、収入金を受託者収入としている。委託事業において生じた収入は、市の歳入とすべきものである。改善されたい。
- ② 事務補助を行っている団体の経理について、請求日から約2か月後に支払った事例が認められた。再発防止に努められたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。
- ③ 時間外勤務が月80時間を超える職員が見受けられる。花火大会及び初穂曳の準備が要因であるが、常態化することのないよう、その対応を工夫され、削減に努められたい。

【観光誘客課】

(意見)

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、基盤整備課、維持課及び用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【監理課】

(指摘事項)

- ① 郵便切手について、その受払簿の記録が適切でない事例が認められた。金券は現金に準じ、適切に管理されたい。

(意見)

- ① 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【都市計画課】

(意見)

- ① 公共サイン計画について、実効性のあるものとなるよう、必要箇所、視認性及びスピード感等を十分に考慮し、進めていただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【交通政策課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体の経理について、相手方名の不記載や検収及び検査を実施した旨の記録がない等、適切に行われていない事例が認められた。改善されたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。

(意見)

- ① 観光交通対策特別会計について、基金積立金が事業費と同科目であること、また、余剰予定額の積立を年度途中で行っていることにより、単年度収支が把握しづらい。当該会計は、駐車場管理を主とする事業会計と考えられ、単年度収支をわかりやすくすることが望ましいと考えるので、検討いただきたい。
- ② 伊勢地域観光交通対策協議会がパーク&バスライドの事業を行っている。収入金は、同協議会が独自に経理しており、その事務は当該部署が担っている。また、同協議会に、特別会計から負担金を支出し、経費に充てている。共に交通対策を担うものであり、その出納事務を一本化し、収入金の公会計化と事務の効率化及び適正化を考慮すべきと考える。検討いただきたい。

【住宅政策課】

(指摘事項)

- ① 住宅使用料の督促状の納期限について、条例に規定された期限を越えている事例が認められた。適正に処理されたい。

総合支所

二見総合支所生活福祉課

小俣総合支所生活福祉課

御園総合支所生活福祉課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

なお、御園総合支所生活福祉課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【二見総合支所生活福祉課】

(意見)

- ① 交番用地の貸付料を無償としている。他の総合支所では有償としており、統一した対応をすべきと考えるので見直しを検討いただきたい。

【小俣総合支所生活福祉課】

(意見)

- ① 駐車場使用料について、未納者に対する督促状に誤解を招く文言があると考えるので見直しをお願いしたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 押印廃止により、印字のみの請求書が見られる。支払先からの正当な請求書であるか見極め、適切な支払処理に努めていただきたい。
- ② 委託契約や負担金等において、全額を一括で前払いしている事例が散見される。業務の検証リスクや市の資金繰りを考慮すると、必要最小限に留めるべきと考える。検討いただきたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 投票用紙は、公文書に該当する。その保管について、期間は満たしているが、簿冊として登録されていない。その保管には十分な注意をお願いしたい。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
指摘事項及び意見は特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
指摘事項については次に述べるとおりである。

(指摘事項)

- ① 復命書の決裁権者を誤っている事例が認められた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

(指摘事項)

- ① 郵便切手受払簿について、文書管理規程に定められた様式を使用していない。また、誤り等も認められた。金券については、現金に準じて適正に管理されたい。

(意見)

- ① 手術室ボイラー保守業務委託について、ボイラー技師資格の確認を行うべきと考えるので、考慮いただきたい。
- ② 日本銀行の政策金利引き上げにより、市中金利の一段の上昇が予想されている。利息の生じない決済性預金を利用しているが、事業運営の一助とするため、資金運用を検討いただきたい。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項は次に述べるとおりである。

【水道事業】

(指摘事項)

- ① 消費税の中間申告期限を失念し、延滞税が発生した事例が生じている。適正な事務処理に努められたい。

【下水道事業】

(指摘事項)

- ① 指定管理施設について、基本協定書で求めている上半期の報告がされていない事例が認められた。協定内容を確実に把握し、適切に管理されたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課
教育研究所 小中学校（小学校8校、中学校3校）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、学校施設整備課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【教育総務課】

(意見)

- ① 給食費について、透明性の向上や教職員の負担軽減等から、文部科学省においても公会計化が推進されており、検討いただきたい。
- ② 過去に購入し、現在では発行されていない額面の郵便切手や郵便はがきを多量に保管している。他の切手と組み合わせて使用するなど、有効に活用していただきたい。また、今後は適正な量の購入に努めていただきたい。

【学校教育課】

(指摘事項)

- ① 学校体育館の鍵や学年通帳等の紛失が生じている。鍵等の紛失事故は、数年間継続して指摘しているにも関わらず、毎年いずれかの学校で生じている。今一度、管理方法の在り方等を検討し、全ての学校で再発防止を指導されたい。

(意見)

- ① モデル事業について、全体的な広がりが見られない事例が多い。学校間での公平性を保つためにも迅速な展開が必要と考えるので検討いただきたい。
- ② 事務補助を行っている団体について、適切な事務の執行のため、決裁規程や経理規程の整備を考慮いただきたい。

【社会教育課】

(意見)

- ① 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律で努力義務とされている計画策定を進めるべきと考えるので、検討いただきたい。

【スポーツ課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体の経理について、相手方名の不記載や金額誤り等、適切に行われていない事例が認められた。再発防止に努められたい。また、事務補助を行っている団体は、支出の多寡に関わらず、市の会計審査を経ることがない。事務局担当部署内でのチェック機能の向上とともに、適切な事務の執行のための決裁規程や経理規程の整備が必要と考えるので考慮されたい。

- ② イベントにおける看護師の報酬について源泉徴収が行われていない事例が認められた。適正に処理されたい。

(意見)

- ① スポーツ大会等出場選手激励金の交付の詳細を内規で定めているが、規程整備上、疑問を覚える。一考いただきたい。

【教育研究所】

(意見)

- ① 学校において、個人が所有する USB メモリを使用している事例が認められた。個人情報の紛失に繋がる恐れがあると考えるので、取扱いを検討いただきたい。

【小中学校（小学校8校、中学校3校）】

(指摘事項)

- ① 体育館の鍵や学年通帳等の紛失が生じている。鍵等の紛失事故は、数年間継続して指摘しているにも関わらず、毎年いずれかの学校で生じており、安全や経理の管理に対する認識の甘さが推察される。管理方法の改善を図り、再発防止を徹底されたい。

(意見)

- ① 個人が所有する USB メモリを使用している事例が認められた。個人情報の紛失に繋がる恐れがあると考えるので、取扱いを教育研究所と協議し、見直しをお願いしたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見は特に認められなかった。

8 むすび

本年度においては、前年度の監査結果を踏まえ、事務研修会の開催や通知文の発出等、適正な事務執行に向けて、全庁的な取り組みがなされたと理解する。しかし、前年度より件数は減少しているものの、未だ満足な改善には至っていない。その要因は多岐にわたるが、再発防止には、単なる弥縫策に終わるのでなく、内部統制の在り方についても検討いただき、組織と職員個人の両輪でもって、確実な事務執行をお願いしたい。

また、施策においては、少子高齢化が進み、物価が高騰する中で、その執行の在り方も問われている。必要性や実施効果の検証結果を踏まえた事業運営に努め、地方自治法の理念の一つである「最少の経費で最大の効果」を職員一人一人が十分に認識し、市民サービスに取り組みいただきたい。

9 工事監査

1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和7年2月7日	伊勢市上下水道部庁舎建設工事（建築工事）	（発注課） 上下水道総務課
	伊勢市上下水道部庁舎建設工事（電気設備工事）	（工事監督課） 営繕課
	伊勢市上下水道部庁舎建設工事（機械設備工事）	

2 監査の方法

令和6年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、協同組合総合技術士連合所属の技術士による調査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、入札・契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の内容を十分理解し、技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった部署の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

（意見）

- ① 災害防止協議会について、議事内容の詳細な記録が十分でないとする。労働災害が生じた場合に備え、できる限り詳細な記録が必要とするので指導いただきたい。
- ② 施工計画書で求める報告書類について、提出を受けた際に記録しているが、提出予定日及び提出日の一覧表の作成等により、提出の遅れや漏れが生じないように管理することを検討いただきたい。
- ③ 労働災害無災害記録について、目標延時間と達成時間共に掲示し、安全意識向上に努めることを検討いただきたい。
- ④ 施工計画書に、気象警報や地震等への対応については記載されているが、資材不足、人員不足及び社会的混乱等のリスクへの対応については記載がない。対応への事前協議が必要とするので、検討いただきたい。

4 工事概要

（1）建築工事

ア 工事名	上下水道部庁舎建設工事（建築工事）
イ 工事場所	伊勢市小俣町相合地内
ウ 工事内容	事務所棟：鉄骨造2階建延床面積1,771.00㎡ 倉庫棟：鉄骨造2階建延床面積1,059.35㎡
エ 請負業者	吉川・伊藤・西邦特定建設工事共同企業体

オ	現場代理人	一級建築施工管理技士
カ	監理技術者	一級建築施工管理技士
キ	主任技術者	一級建築施工管理技士
ク	設計業務委託業者	株式会社 山本設計（令和5年度）
ケ	施工監理委託業者	株式会社 山本設計
コ	設計金額	765,160,000 円（税込）
サ	予定価格	765,160,000 円（税込）
シ	最低制限価格	573,870,000 円（税込） ※事後公表
ス	請負金額	753,500,000 円（税込）
セ	落札率	98.5%
ソ	工事期間	令和6年8月5日から令和7年7月30日まで
タ	工事進捗状況	計画出来高：23.10%、実施出来高：26.90%
チ	公告日	令和6年7月1日
ツ	入札年月日	令和6年7月30日
テ	契約年月日	令和6年8月5日
ト	入札方法	要件付一般競争入札
ナ	補助金等	下水道事業債、脱炭素化推進事業債
ニ	履行保証	東日本建設業保証株式会社

(2) 電気設備工事

ア	工事名	上下水道部庁舎建設工事（電気設備工事）
イ	工事場所	伊勢市小俣町相合地内
ウ	工事内容	事務所棟：電灯設備、動力設備、電気自動車充電設備、受変電設備、発電設備（発電設備（内燃機関）、太陽光発電設備）、構内情報通信網設備、構内交換設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共聴受信設備、火災報知設備、防犯・入退室管理設備（防犯カメラ）、構内配線線路、構内通信設備 倉庫棟：電灯設備、動力設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備
エ	請負業者	日光・長谷川特定建設工事共同企業体
オ	現場代理人	一級電気工事施工管理技士
カ	監理技術者	—
キ	主任技術者	一級電気工事施工管理技士
ク	設計業務委託業者	株式会社 山本設計（令和5年度）
ケ	施工監理委託業者	株式会社 山本設計
コ	設計金額	219,890,000 円（税込）
サ	予定価格	219,890,000 円（税込）
シ	最低制限価格	164,917,500 円（税込） ※事後公表
ス	請負金額	213,400,000 円（税込）
セ	落札率	97.0%
ソ	工事期間	令和6年8月5日から令和7年7月30日まで
タ	工事進捗状況	計画出来高：10.00%、実施出来高：10.00%
チ	公告日	令和6年7月1日
ツ	入札年月日	令和6年7月30日
テ	契約年月日	令和6年8月5日
ト	入札方法	要件付一般競争入札
ナ	補助金等	下水道事業債、脱炭素化推進事業債

ニ 履行保証

東日本建設業保証株式会社

(3) 機械設備工事

ア 工事名	上下水道部庁舎建設工事（機械設備工事）
イ 工事場所	伊勢市小俣町相合地内
ウ 工事内容	空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備 排水設備、給湯設備、ガス設備
エ 請負業者	杉山・サンシン特定建設工事共同企業体
オ 現場代理人	一級管工事施工管理技士
カ 監理技術者	—
キ 主任技術者	一級管工事施工管理技士
ク 設計業務委託業者	株式会社 山本設計（令和5年度）
ケ 施工監理委託業者	株式会社 山本設計
コ 設計金額	112,860,000 円（税込）
サ 予定価格	112,860,000 円（税込）
シ 最低制限価格	84,645,000 円（税込） ※事後公表
ス 請負金額	110,000,000 円（税込）
セ 落札率	97.5%
ソ 工事期間	令和6年8月5日から令和7年7月30日まで
タ 工事進捗状況	計画出来高：11.20%、実施出来高：11.85%
チ 公告日	令和6年7月1日
ツ 入札年月日	令和6年7月30日
テ 契約年月日	令和6年8月5日
ト 入札方法	要件付一般競争入札
ナ 補助金等	下水道事業債、脱炭素化推進事業債
ニ 履行保証	東日本建設業保証株式会社

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和7年3月26日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	中	村	功

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	(1) 財政援助団体に対する監査	2 頁
	○二見まちづくりの会 (実地監査)		
	○豊浜東まちづくり協議会 (書面監査)		
	○豊西まちづくりの会 (書面監査)		
	○北浜まちづくり会議 (書面監査)		
	○御園まちづくり協議会 (書面監査)		
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	4 頁
	社会福祉法人三重済美学院	4 頁
7	む す び	5 頁

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和7年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 中 村 功

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

(1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対 象 団 体	所 管 課
令和7年2月17日	二見まちづくりの会	市民交流課
書面監査	豊浜東まちづくり協議会	市民交流課
	豊西まちづくりの会	
	北浜まちづくり会議	
	御園まちづくり協議会	

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対 象 団 体 （ 施 設 名 ）	所 管 課
令和7年2月5日	社会福祉法人 三重済美学院 (伊勢市障がい者基幹相談支援センター)	福祉総合支援センター

3 監査の範囲

令和5年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

交付金等の算定、交付方法、手続が適正か、事業が目的どおり実施され効果を上げているか、証拠書類の整備・保存や所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定が適正か、協定書の必要事項が適切に記載されているか、施設が協定等のおおりに管理されているか、会計事務が適正か、所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

なお、豊浜東まちづくり協議会、豊西まちづくりの会、北浜まちづくり会議及び御蘭まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 事業の内容

まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付している。今年度の監査対象団体への交付金額は以下のとおりである。

(単位：円)

	団体名称	事務運営費	活動事業費 ※1	広報紙配布 等協力金	合計
①	二見まちづくりの会	1,800,000	3,014,350	5,887,800	10,702,150
②	豊浜東まちづくり協議会	1,800,000	1,462,100	1,482,800	4,744,900
③	豊西まちづくりの会	2,200,000	2,657,150	2,416,200	7,273,350
④	北浜まちづくり会議	2,400,000	1,655,000	2,652,000	6,707,000
⑤	御蘭まちづくり協議会	1,800,000	4,571,850	7,949,800	14,321,650

※1 基本額、世帯割額及び臨時特例分

※2 ②の事務運営費の収支決算の余剰金 9,044 円及び⑤の余剰金 9,648 円は翌年度に繰り越し、③の事務運営費の余剰金 45,807 円と活動事業費の余剰金 334,233 円は市に返還されている。

イ 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

(指摘事項)

- ① イベントの景品や役員退任の謝礼等として金券が購入されていたが、「伊勢市ふるさと未来づくり資金（令和2年4月改定）」に認められていない資金使途であり、不適切である。指導されたい。
- ② 事務運営及び会計事務について、支出伺いにおいて、用途及び数量等が記載されていない等、改善すべき事例が認められた。交付金の運用や事務処理が適切に行われるよう指導されたい。
- ③ 事務職員等の雇用にあたり、必要とされる簿冊に不備が認められた。所管課として適切に指導されたい。なお、各団体毎の不備事項については、別途、申し伝えた。

(意見)

- ① まちづくり協議会から各自治会に事業費が支出されているが、その資金使途の把握がなされていない。補助金の支出目的に沿うものか確認が必要と考えるので、検討いただきたい。
- ② 支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えるので、指導いただきたい。

【団体】

(意見)

- ① 一般会計から基金や小口現金への出入金について、その伝票が作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をお願いしたい。
- ② 物品購入について、用途及び数量等の記載がない事例が多数認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、記載いただきたい。
- ③ 支出後、戻入が生じた案件について、差し引いた額で支出伺いを作成している事例が認められた。支出伺いは、予算執行の承認を得るため事前に作成すべきもの、また、戻入伺いは、戻入が生じた時点で作成すべきものと考えるので、改善をお願いしたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 公の施設の管理委託内容及び事業実績

指定管理者：社会福祉法人 三重済美学院

指定管理施設：伊勢市障がい者基幹相談支援センター

指定期間：令和5年5月8日から令和8年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 56,085,700円（消費税込）

指定管理料：令和5年度分 15,672,244円（消費税込）

収支計算書（令和5年5月8日から令和6年3月31日まで）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
人件費	11,747,495	指定管理料	15,672,244
事業費	1,051,971		
事務費	1,176,272		
消費税	1,397,573		
支出計	15,373,311	収入計	15,672,244
	収支差額		298,933

イ 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、自主事業の実施も含め、目的どおりに行われていると認められた。また、所管課による指定管理者の指定、指導及び監督は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

（指摘事項）

- ① 指定管理者を決定した際に行うべき告示がなされていない。適正な事務処理をされたい。
- ② 人件費について、実績額を支払うこととしているが、その資料がなく、どのように確認されたか判別できない。改善されたい。

（意見）

- ① 指定管理者候補者の審査にあたっては、継続したサービス提供の可能性判別のため、財務状況資料の確認が必要である。検討いただきたい。

② 利用者のニーズや満足度を把握し、利用者の声をくみ取るべく、伊勢市指定管理者制度導入指針に示されているアンケート等の実施を行うべきと考えるので、検討いただきたい。

③ 管理物件や業務等の実情と仕様書とで整合性が取れていない点が認められた。次回の更新の際に見直しをお願いしたい。

7 む す び

今回の監査では、交付金交付事業において、使途として認められていない支出、また使途が判別しがたい支出が認められた。所管課における周知、確認及び指導の徹底をお願いしたい。そして、当該交付金事業が適切に運用され、各地域の自主的な取り組みが進むことを期待したい。

指定管理者制度については、サービスそのものに問題は認められなかったが、必要な手続きや仕様書の不備が認められた。適切な事務の遂行をお願いしたい。また、利用者アンケート等によりニーズを把握し、利用者の一層の満足度向上に努めていただきたい。